

生命共済事業約款

全国生活協同組合連合会

○この約款について

この「生命共済事業約款」とは、生命共済事業規約・規則のうち、全国生協連が共済契約の内容となる規定をまとめたものです。

生命共済事業規約

第 1 章 総 則

(通 則)

第 1 条 この全国生活協同組合連合会（以下「会」という。）は、この会の定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところにより、この会の定款第60条（事業の品目等）第1号に掲げる事業を実施するものとする。

(事 業)

第 2 条 この会が行う共済事業は、この会が共済契約者から共済掛金の支払いを受け、被共済者につき生じた死亡および重度障害を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払うことを約する事業（以下「基本契約」という。）とする。

2 この会は、前項に付帯する事業として次の事業を行うものとする。

- (1) 被共済者につき生じた不慮の事故を直接の原因とする死亡、障害および入院を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払うことを約する事業（以下「災害特約」という。）
- (2) 被共済者の疾病を直接の原因とする入院を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払うことを約する事業（以下「疾病入院特約」という。）
- (3) 被共済者につき生じた交通事故を直接の原因とする死亡および障害を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払うことを約する事業（以下「交通災害特約」という。）
- (4) 被共済者のがんを直接の原因とする死亡、重度障害、診断、入院、手術および在宅療養を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払うことを約する事業（以下「がん特約」という。）
- (5) 被共済者の心疾患または脳血管疾患（以下「心・脳疾患」という。）を直接の原因とする死亡、重度障害、入院および手術を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払うことを約する事業（以下「心・脳疾患特約」という。）
- (6) 前項の重度障害共済金が支払われる場合において、割増の共済金を支払うことを約する事業（以下「重度障害割増特約」という。）
- (7) 被共済者につき生じた不慮の事故による傷害および被共済者の疾病の治療を直接の目的として手術を受けることを共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払うことを約する事業（以下「手術特約」という。）
- (8) この会の入院共済金が支払われる場合において、その入院がそれぞれの支払限度日数を超過することを共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払うことを

□生款□

約する事業（以下「長期入院特約」という。）

(9) この会の入院共済金が支払われる場合において、その入院の開始を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払うことを約する事業（以下「入院一時金特約」という。）

(10) この会の入院共済金が支払われる場合において、その入院を20日以上継続した後の退院を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払うことを約する事業（以下「在宅療養特約」という。）

(11) 被共済者につき生じた不慮の事故による傷害および被共済者の疾病の治療を直接の目的として厚生労働大臣が定める先進医療を受けることを共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払うことを約する事業（以下「先進医療特約」という。）

(12) 被共済者の疾病を直接の原因としてこの会の定める身体障害の状態になることを共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払うことを約する事業（以下「疾病障害特約」という。）

(13) 被共済者のがんを直接の原因とする診断、入院、通院、手術および先進医療を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払うことを約する事業（以下「新がん特約」という。）

(14) 被共済者の心・脳疾患を直接の原因とする入院、手術および先進医療を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払うことを約する事業（以下「新心・脳疾患特約」という。）

3 この規約において「重度障害」とは、別表第1「重度障害の範囲」に定める状態をいう。

4 この規約において「不慮の事故」とは、別表第2「対象となる不慮の事故」に定めるものをいう。

5 この規約において不慮の事故を直接の原因とする「障害」とは、別表第3「身体障害等級別支払割合表」に定める身体障害の状態をいう。

6 この規約において「交通事故」とは、別表第3の2「対象となる交通事故」に定めるものをいう。

7 この規約において「がん」とは、別表第4「対象となるがんの定義」に定めるものをいう。

8 この規約において「心・脳疾患」とは、別表第5「対象となる心・脳疾患の定義」に定めるものをいう。

9 この規約において「先進医療」とは、別表第6「先進医療および先進医療共済金」に定めるものをいう。

10 この規約において「疾病障害」とは、別表第7「対象となる疾病による身体障害の状態」に定めるものをいう。

11 この規約において「公的医療保険制度」とは、別表第8「公的医療保険制度」に定め

るものをいう。

第 2 章 共 済 契 約

第 1 節 共済契約の範囲

(共済契約者の範囲)

第 3 条 この会は、この会の会員の組合員以外の者とこの規約に基づく共済契約を締結しないものとする。

(被共済者の範囲)

第 4 条 この会は、共済契約者で、かつ、共済契約申込みの日における年齢が満15歳以上満65歳未満の者であって、その当時健康で正常に日常生活を営んでいる者または健康で正常に就業している者を被共済者とする共済契約に限り、実施規則に定める口数を限度として締結するものとする。

なお、満65歳に達した日以後、最初の共済期間満了の日まで契約を継続することができるものとする。

2 前項の「健康で正常に日常生活を営んでいる者」とは、共済契約申込みの当時において、健康で通常どおり家事等に従事している者および通学等をしている者をいい、「健康で正常に就業している者」とは、共済契約申込みの当時において、健康で所定の始業時から終業時まで通常の業務に従事している者をいう。

3 この会は、前2項の規定にかかわらず、共済契約者が共済期間の満了する共済契約を更新して継続しようとする場合、またはこの会の子供生命共済事業に基づく共済契約の被共済者（同じ被共済者につきこの規約に基づいてすでに成立している共済契約がある者を除く。）が、満18歳に達した日以後最初の共済期間の満了する共済契約を継続しようとする場合において、当該満了する共済契約の被共済者であった者については、健康で正常に日常生活を営んでいる者または健康で正常に就業している者でない者であっても、実施規則に定める場合に限り、これを被共済者とするすることができるものとする。

ただし、実施規則に定める場合を除き、増口して契約することはできないものとする。

4 前項に規定する「子供生命共済事業に基づく共済契約の被共済者が、満18歳に達した日以後最初の共済期間の満了する共済契約を継続しようとする場合」に契約できる共済契約の型は実施規則に定めるものとする。

(共済金受取人)

第 5 条 この共済契約による共済金受取人は、共済契約者とする。

ただし、被共済者と同一人である共済契約者が死亡した場合における死亡共済金受取

□生款□

人は、共済契約者の死亡当時における次の順序によるものとする。

なお、各順序の同一世帯に属する者の中では、健康保険証または税務上等の証明書等により共済契約者によって扶養されていると認められる者を上位の者とする。

- (1) 共済契約者の婚姻届出のある配偶者
 - (2) 共済契約者と同一の世帯に属する共済契約者の子
 - (3) 共済契約者と同一の世帯に属する共済契約者の孫
 - (4) 共済契約者と同一の世帯に属する共済契約者の父母
 - (5) 共済契約者と同一の世帯に属する共済契約者の祖父母
 - (6) 共済契約者と同一の世帯に属する共済契約者の兄弟姉妹
 - (7) 第2号に該当しない共済契約者の子
 - (8) 第3号に該当しない共済契約者の孫
 - (9) 第4号に該当しない共済契約者の父母
 - (10) 第5号に該当しない共済契約者の祖父母
 - (11) 第6号に該当しない共済契約者の兄弟姉妹
 - (12) 共済契約者の甥姪
- 2 前項において順序とは、第1号の者が存在しないときは第2号の者へ、第2号の者が存在しないときは第3号の者へ、それぞれ受取るべき者が転移することをいい、以下同様とする。
- 3 第1項第2号から第12号までの場合において、同順位の共済金受取人が2人以上いるときは、その受取割合は均等とし、当該共済金受取人らが合意のうえ、代表者1人を定めるものとする。
- この場合において、その代表者は、他の共済金受取人を代表するものとし、共済金の支払請求にあたっては、代表者となったことの証明に必要な他の共済金受取人からの委任状もしくは同意書およびこの会が必要により指定する書類を提出しなければならない。
- 4 この会は、前項の要件を備えた代表者に共済金の全額または一部を支払ったのちにおいて、他の者から共済金の全額または一部の支払請求がなされても支払いの責に任じないものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、共済契約者は、被共済者が死亡するまでは、次の者のうちいずれか1人を死亡共済金の受取人に指定または変更することができる。
- なお、死亡共済金以外の共済金については、共済金受取人を指定または変更することができないものとする。
- (1) 共済契約者に婚姻の届出のある配偶者がいない場合において、共済契約者と内縁関係にある者
 - (2) 共済契約者に婚姻の届出のある配偶者がいない場合において、日常生活において同居もしくは世帯員と同様な生活状態にある者で、前号と類似の関係と認められる者
 - (3) 第1項第2号から第4号に該当する者

- (4) 第1項第1号から第4号に該当する者がいない場合において、第1項第5号から第12号までに該当する者、および共済契約者の2親等以内の姻族
- (5) 前4号に該当する者がいない場合において、共済契約者の身の世話をしている者など日常生活において密接な関係にある者
- 6 共済契約者は、前項の指定または変更について、被共済者の同意を得たうえで、これをこの会に通知し、この会の承認を受けなければならない。
- 7 前項の規定による通知がこの会の承認を受けた場合には、死亡共済金受取人の指定または変更は、共済契約者が当該通知を発した時にその効力を生じたものとする。ただし、当該通知がこの会に到達する前にこの会が変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払ったときは、その後に共済金の請求を受けても、この会は、共済金を支払わない。
- 8 前3項の規定による死亡共済金受取人が請求する権利を得る前に死亡し、新たな変更がなかった場合の死亡共済金受取人は、第1項の規定による。
ただし、権利を得た後に死亡した場合は、民法の定めるところによる。
- 9 この会は、第5項から第7項までの規定により死亡共済金受取人の指定または変更がされた場合において、その後に共済契約が更新されたときあるいは共済契約の型が変更（特約の型の付帯を含む。以下同じ。）されたときも、引き続き同一内容で死亡共済金受取人の指定または変更があったものとみなす。
- 10 共済契約者は、遺言により共済金受取人を指定または変更することができないものとする。

(指定代理請求人)

- 第5条の2** 共済契約者は、被共済者の同意を得たうえで、指定代理請求人を1人に限り、次の各号の範囲内から指定または変更することができる。ただし、指定代理請求人が請求できる範囲は、共済契約者が受取人となる共済金のみとする。
- (1) 共済契約者の婚姻届出のある配偶者、またはこれに該当する者がいない場合における共済契約者と内縁関係にある者
- (2) 共済契約者の直系血族
- (3) 共済契約者の兄弟姉妹
- (4) 共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の三親等内の親族
- 2 この会は、前項の規定により指定代理請求人の指定または変更がされた場合において、その後に共済契約が更新されたときあるいは共済契約の型が変更されたときも、引き続き同一内容で指定代理請求人の指定または変更があったものとみなす。
- 3 この会は、共済契約者または指定代理請求人が死亡した場合には、前2項の規定による指定代理請求人の指定または変更は効力を失うものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定代理請求人

□生款□

は共済金等を請求することができないものとする。

- (1) 指定代理請求人が、故意または重大な過失により、共済事故を生じさせたとき
- (2) 指定代理請求人が、故意または重大な過失により、共済契約者を共済金を請求することができない状態にさせたとき

(共済期間)

第 6 条 共済期間は、共済契約の効力が生じた日または更新の日から1年間とする。

ただし、事業年度の途中から効力が生じた共済契約については、その効力が生じた日から当該事業年度の末日までを共済期間とすることができる。

第2節 共済契約の締結

(契約内容の提示)

第 7 条 この会は、共済契約を締結するときまたは特約を中途付帯するときは、共済契約の申込みをしようとする者（以下「共済契約申込者」という。）または共済契約者に対し、共済契約の契約条項のうち重要な事項（契約概要・注意喚起情報）をあらかじめ正確に提示し、この規約およびこの規約に基づく実施規則のうち、事業の実施方法に関する規定ならびに共済掛金および責任準備金の額の算出方法に関する規定を除いた、この会が契約内容とする規定（以下、「約款」という）により契約するものとする。

(共済契約の成立)

第 8 条 共済契約申込者は、この会の定める共済契約申込書に共済契約者および被共済者となる者の氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、共済契約の型その他必要事項を記入してこの会もしくはこの会の会員の事務所（以下「この会の事務所等」という。）またはこの会の指定する場所に提出し、この会の指定する方法により共済掛金に相当する金額（以下「初回掛金」という。）をこの会に払い込まなければならない。

- 2 前項の申込みは、同じ被共済者につきこの規約に基づいてすでに成立している共済契約があるときは、新たに行うことができないものとする。
- 3 共済契約者または被共済者となる者は、共済契約の締結の際、共済金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうちこの会の定める書面で告知を求めた事項について、その書面により事実を告知しなければならない。
- 4 この会は、第1項の申込みがあったときは、同項の共済契約申込書の内容を審査し、当該申込みを承諾するか否かを決定し、これを共済契約申込者に通知するものとする。
ただし、共済加入証書の交付をもって、承諾の通知に代えることができるものとする。
- 5 この会が共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約は、その申込みの日において成立したものとみなし、かつ、第1項の初回掛金の払込みの日の属する月の翌月1日を

契約日とし、その日の午前零時から効力を生ずるものとする。

ただし、その払込みがあった日の翌日から契約日の前日までの間に共済事故の直接の原因が発生したときは、その払込みがあった日の翌日の午前零時から共済契約の効力が生ずるものとし、この会は、共済契約上の責任を負う。

- 6 この会は、共済契約の申込みを承諾しないときは、遅滞なく、第1項の初回掛金を共済契約申込者に払い戻すものとする。
- 7 この会は、共済契約の申込みを承諾したときは、その日から20日以内に共済加入証書を共済契約者に交付するものとする。

(共済加入証書の記載事項)

第8条の2 前条（共済契約の成立）第7項の「共済加入証書」には、次の事項を記載するものとする。

- (1) この会の名称
- (2) 共済加入者（共済契約者兼被共済者）の氏名および生年月日
- (3) 共済金受取人を特定するために必要な事項および死亡共済金受取人の氏名（死亡共済金受取人が指定・変更された場合）
- (4) 共済金の支払事由
- (5) 共済期間
- (6) 共済金額
- (7) 共済掛金およびその払込方法
- (8) 加入年月日（契約日）
- (9) 共済加入証書の作成日

(共済契約の更新)

第9条 共済契約は、共済契約者が共済期間満了の日の1か月前までに契約を更新しない意思または共済契約の型を変更する意思をこの会に通知しない場合、実施規則の定めるところにより更新して継続されるものとする。

ただし、更新の日において、被共済者が第4条（被共済者の範囲）第1項に定める範囲外であるときを除く。

- 2 前項の規定にかかわらず、この会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、共済契約の更新を拒むことができる。
 - (1) 共済契約者、被共済者（死亡共済金の場合を除く。）または共済金受取人が、この会にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として故意に支払事由を発生させ、または発生させようとした場合
 - (2) 共済金受取人が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合

□生款□

(3) 他の共済契約または保険契約との重複によって、被共済者にかかる共済金額等の合計額が著しく過大であって、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められる場合

(4) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、次のいずれかに該当する場合

① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当すると認められること

② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

④ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(5) 前4号のほか、この会の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合

3 第1項の更新の日は、当該共済期間の満了の日の翌日とする。

ただし、第8条（共済契約の成立）第5項ただし書きの場合においては、当該共済期間の満了の日の属する月の翌月の1日とする。この場合は、当該共済期間の満了の日の翌日から更新の日の前日までの間についても共済契約は継続するものとし、この会は、共済契約上の責任を負う。

4 更新に際しての共済掛金は、更新の日までに払い込むものとする。この場合においては、第10条（共済掛金の払込み）第4項および第5項の規定を準用する。

5 この会は、更新の場合には、第8条（共済契約の成立）第7項の規定にかかわらず、共済加入証書の交付を省略することができるものとする。

6 更新の日において、この会が取扱いをしていない共済契約の型については、実施規則の定めるところにより、この会が定める共済契約の型に更新して継続することができるものとする。

この場合においては、第3項および第4項の規定を準用する。

（共済契約の変更および更改）

第9条の2 共済契約の成立後、共済契約の型の変更をする場合については、第8条（共済契約の成立）の規定を準用する。

2 この会が、共済契約の型を構成する口数が一体として増減する場合以外の共済契約の型の変更（以下「更改」という。）を承諾したときは、更改前の契約（以下「被更改契約」という。）は、更改後の契約（以下「更改契約」という。）が共済契約上の責任を

開始したときに消滅する。

- 3 前項の規定にかかわらず、被更改契約が無効である場合、被更改契約が、取消され、解約され、解除された場合、被更改契約が効力を失い、または消滅した場合には、更改契約の責任開始後であっても、その更改契約は無効とする。

ただし、被更改契約が共済期間の満了により消滅する場合を除く。

- 4 被更改契約の効力が生じた以後、更改契約の責任開始前までに発病していた疾病を原因として、更改契約の責任開始以後に共済事故が発生した場合については、更改契約の責任開始以後に発病した疾病によるものとみなす。

(共済掛金の払込み)

- 第10条** 共済契約者は、この会の事務所等またはこの会の指定する場所に共済掛金を払い込まなければならない。

(中略)

- 4 共済契約者は、共済掛金を、この会が指定する口座振替日の翌月1日(以下「払込期日」という。)までに払い込むものとする。
- 5 この会は、前項の共済掛金の払込みについて、払込期日の翌日から2か月の猶予期間を設けることができるものとする。

(共済契約内容の変更等)

- 第11条** 共済契約の成立後、共済契約の型を変更する場合、その他共済契約内容に変更または訂正が生じた場合には、共済契約者は、その事項について遅滞なく、実施規則の定めるところによりその旨をこの会に通知しなければならない。

第3節 共済契約の解約、無効、解除、消滅および失効等

(共済契約の解約)

- 第11条の2** 共済契約者は、将来に向かって共済契約を解約することができる。この場合において、共済契約者は書面によりその旨をこの会に通知しなければならない。
- 2 前項による解約の効力は、前項の書面がこの会の事務所等に提出された日の属する月の翌々月1日の午前零時から生ずるものとする。

(共済契約の無効)

- 第12条** 共済契約は、次の場合には無効とする。
- (1) 共済契約の申込みが被共済者の同意を得ていなかったときまたは共済契約者の意思によらなかったとき。
- (2) 共済契約申込みの日において、被共済者がすでに死亡していたとき
- 2 同一の被共済者にかかる共済金額の最高限度(実施規則に定める共済契約の型におけ

□生款□

る口数)を超過していたときは、その超過した部分については、共済契約は無効とする。

- 3 前2項の規定により共済契約が無効であった場合において、この会はすでに支払った共済金および契約者割戻金の返還を請求することができるものとする。

(共済契約の取消し)

第12条の2 この会は、共済契約申込みの日において、被共済者の年齢が第4条(被共済者の範囲)第1項に定める年齢の範囲外であったときは、共済契約を取り消すことができるものとする。

- 2 前項の規定により共済契約が取り消された場合において、この会はすでに支払った共済金および契約者割戻金の返還を請求することができるものとする。

(告知義務違反による解除)

第13条 共済契約者または被共済者が、故意または重大な過失によって、第8条(共済契約の成立)第3項の規定によりこの会が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、この会は、将来に向かって共済契約を解除することができる。

- 2 この会は、共済金の支払事由が発生した後においても、前項の規定により共済契約を解除することができる。この場合には、共済金を支払わないものとし、また、すでに共済金を支払っていたときはその共済金の返還を請求することができる。

ただし、共済契約者、被共済者または共済金受取人が、共済金の支払事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときには、共済金を支払う。

- 3 この会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項による共済契約の解除をすることができない。

(1) この会が、共済契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき

(2) この会のために共済契約の締結の媒介を行うことができる者(この会のために共済契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「共済媒介者」という。)が、共済契約者または被共済者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき

(3) 共済媒介者が、共済契約者または被共済者に対し、第8条(共済契約の成立)第3項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

(4) この会が、共済契約の締結後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日から1か月が経過したとき、または共済契約を締結した時から5年を経過したとき

(5) 共済契約の効力が生じた日から2年以内に共済金の支払事由が生じなかったとき

- 4 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても、共済契約者または被共済者が、第8条(共済契約の成立)第3項の規定により

この会が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しない。

(重大事由による解除)

第13条の2 この会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、将来に向かって共済契約を解除することができる。

- (1) 共済契約者、被共済者（死亡共済金の場合を除く。）または共済金受取人が、この会にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として故意に支払事由を発生させ、または発生させようとした場合
- (2) 共済金受取人が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- (3) 他の共済契約または保険契約との重複によって、被共済者にかかる共済金額等の合計額が著しく過大であって、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められる場合
- (4) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、第9条（共済契約の更新）第2項第4号①から⑤までのいずれかに該当する場合
- (5) 前4号のほか、この会の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合

2 この会は、前項により共済契約を解除した場合において、前項各号の事由が生じた時から解除した時まで発生した支払事由については、共済金（前項第4号のみに該当した場合で、第9条（共済契約の更新）第2項第4号①から⑤までに該当したのが共済金受取人のみであり、その共済金受取人が共済金の一部の受取人であるときは、共済金のうち、その受取人に支払われるべき共済金をいう。以下、この項において同じ。）を支払わないものとし、また、すでに共済金を支払っていたときは、その共済金の返還を請求することができる。

(解除にかかる手続き)

第13条の3 この会は、共済契約を解除する場合において、すでに払い込まれた共済掛金のうち、解除の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間にかかる金額を共済契約者に払い戻すものとする。

2 この会は、共済契約を解除する場合、共済契約者にその旨を通知するものとする。

ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できないときは、共済金受取人、指定代理請求人または共済契約者の推定相続人（以下「共済金受取人等」という。）に対する通知によってそれを行うことができるものとする。

3 この会は、前項において共済金受取人等が2人以上いるときは、共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りるものとする。

□生款□

(共済契約の消滅)

第14条 共済契約は、その成立後、被共済者が死亡した場合はその日において、被共済者が別表第1「重度障害の範囲」に定める重度障害となり、この会が共済金を支払った場合は、重度障害となった日において消滅するものとする。

2 この会は、共済契約が消滅した場合において、すでに払い込まれた共済掛金のうち、消滅の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間にかかる金額を共済契約者に払い戻すものとする。

(共済契約の失効)

第15条 共済契約は、第10条（共済掛金の払込み）第5項の規定による猶予期間内に共済掛金が払い込まれないときは、払込期日の前日の終了をもって効力を失う。

この場合において、この会は、共済契約者にその旨を通知するものとする。

2 基本契約または各特約のうちのいずれかが第12条（共済契約の無効）から第13条の2（重大事由による解除）まで、第14条（共済契約の消滅）、第15条の3（詐欺または強迫による取消し）、第47条（がん特約の無効）および第85条の12（新がん特約の無効）の規定により効力を失ったときは、当該「基本契約または特約」により構成される共済契約の型も同時に効力を失うものとする。この場合における共済掛金の払戻しは、当該事由による場合の規定に準ずるものとする。

(共済契約の復活)

第15条の2 この会は、次の各号のすべてに該当し、この会が承諾した場合には、前条（共済契約の失効）第1項により効力を失った共済契約を復活することができるものとする。

(1) 第10条（共済掛金の払込み）第5項に定める猶予期間の経過後において共済事故が発生していないこと

(2) 共済契約者による復活の申込みが、共済契約の失効が確定したときから1か月以内になされていること

2 この会が共済契約の復活の申込みを承諾した場合には、共済契約者はこの会の指定する方法により、かつ、この会の指定する期日までに当該共済掛金を払い込まなければならない。

3 この会は、前項の共済掛金の払込みがなされたときから当該共済契約の効力を復活するものとする。

(詐欺または強迫による取消し)

第15条の3 共済契約の締結に際して共済契約者、被共済者または共済金受取人に詐欺または強迫の行為があったときは、この会は共済契約を取り消すものとし、すでに払い込まれた共済掛金は払い戻さない。

(共済掛金の払戻し)

第16条 共済掛金の払戻しは、この会の事務所等またはこの会の指定する場所で共済契約者に支払うものとする。

2 この会は、前項において、1か月に満たない期間について共済掛金を払い戻さないものとする。

第3章 共済金の支払い

(共済金の支払請求)

第17条 共済金受取人は、共済事故の発生を知ったときは、遅滞なくその旨をこの会に通知しなければならない。

2 共済金受取人は、この会の定める共済金支払請求書に実施規則に定める「共済金支払請求の場合の提出書類」およびこの会が特に必要と認める書類を添付して、遅滞なくこの会に提出するものとする。

3 前項の共済金支払請求書の添付書類は、この会が正当な理由があると認めたときは、その全部または一部の提出を省略することができるものとする。

4 共済金受取人が正当な理由がなく第1項の規定に違反したとき並びに第2項の書類に不実のことを記載し、あるいは当該書類またはその共済事故にかかる証拠を偽造し、もしくは変造したときは、この会は、それによってこの会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払うものとする。

5 共済金受取人である共済契約者に共済金を請求できない事情があり、かつ、共済契約者に法定代理人がないときは、第5条の2(指定代理請求人)に定める指定代理請求人が、共済金の請求手続をすることができるものとする。この場合、前4項の規定は指定代理請求人について準用する。

(共済金の支払い)

第18条 この会は、前条(共済金の支払請求)第1項および第2項に基づく請求を受けた場合には、共済金の請求に必要な書類がこの会の事務所等に到着した日の翌日からその日を含めて5日以内に、この会の指定する場所において共済金を支払うものとする。

ただし、次の各号に定める日は5日に含まないものとする。

(1) 土曜日および日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌月3日までの日

2 この会は、前項にかかわらず、共済金の支払事由または共済金が支払われない事由の

□生款□

有無、共済契約の無効、解除または取消事由の有無その他この会が支払うべき共済金の額を確定するために必要な確認または調査が必要な場合には、共済金の請求に必要な書類がこの会の事務所等に到着した日の翌日からその日を含めて30日を経過する日を共済金の支払うべき期限とする。

3 この会は、前項において次の各号のいずれかに該当し、同項に定める日までに必要な確認または調査ができない場合には、前2項にかかわらず、共済金の請求に必要な書類がこの会の事務所等に到着した日の翌日からその日を含めて次の各号に定める日数（複数に該当する場合には、それぞれの日数のうち最長の日数）が経過する日を共済金の支払うべき期限とする。

(1) 病院等の医療機関または医師、歯科医師等への面談または書面等による確認または調査が必要な場合 90日

(2) 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定・審査等が必要な場合 90日

(3) 警察、検察等の捜査機関または裁判所、消防その他公の機関による捜査・調査等の結果を得る必要がある場合 180日

(4) 弁護士法（昭和24年法律第 205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を行う必要がある場合 90日

(5) 災害救助法（昭和22年法律第 118号）が適用された地域において、確認または調査が必要な場合 60日

(6) 日本国外において、確認または調査が必要な場合 180日

4 この会は、前2項に定める確認または調査を行う場合には、確認または調査が必要な事項およびその確認または調査を終えるべき時期を共済金を請求した者（共済金受取人の代表者または指定代理請求人）に対して通知するものとする。

5 被共済者が生死不明の場合において、この会が死亡したものと認めたときは、共済金を支払うものとする。

6 この会は、第2項または第3項の確認または調査に際し、共済契約者、被共済者、共済金受取人または指定代理請求人が正当な理由がなくこの調査等を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含む。）、これにより確認または調査が遅延した期間については、同項の期間に算入しないものとする。このことは、この会が医師による被共済者の診断を求めたときも同様とする。

7 この会は、共済掛金の払込み猶予期間中に共済事故が発生した場合には、払込期日の到来した未収共済掛金が払込み猶予期間中に払い込まれるまで共済金の支払いを留保または支払うべき共済金から未収共済掛金を差し引くことができるものとする。

8 前条（共済金の支払請求）第5項に基づきこの会がすでに共済金を支払っているときは、この会は重複して共済金を支払わないものとする。

(入院共済金等の取扱い)

第18条の2 この会は、実施規則に定める共済契約の型および継続契約の型において、被共済者の入院および通院、入院と入院並びに通院と通院について共済金が支払われる期間が重複する場合には、当該重複期間について、重複して入通院にかかる共済金を支払わないものとする。

ただし、この会は、実施規則に定める場合には、重複して当該入院共済金を支払うことができるものとする。

2 この会は、被共済者の入院中に重度障害共済金の支払事由が発生したことにより共済契約が消滅した場合において、その支払事由の発生時から継続している入院に限り、疾病にかかる各特約の入院共済金を支払うものとする。

3 この会は、被共済者が各特約の効力が生じる前に発病していた疾病または受傷していた傷害を原因として、当該特約の効力が生じた日から2年を経過した後に新たに共済事故が発生した場合には、当該特約の効力が生じた日以後に発病した疾病または受傷した傷害によるものとみなす。

なお、この場合の共済事故とは、入院共済金、手術共済金、入院一時金共済金、および在宅療養共済金の支払事由に限るものとする。

(共済金を削減する場合)

第20条 この会は、地震、戦争、感染症の流行その他一時に大量の共済事故が発生し、共済契約の計算の基礎に影響が生じる場合には、実施規則の定めるところにより、その影響の程度に応じて共済金を削減して支払うことができるものとする。

第4章 基本契約

(基本契約共済金額)

第21条 基本契約にかかる共済金額は、次のとおりとする。

基本契約共済金額 1口10万円

(基本契約共済金)

第23条 この会は、被共済者が共済期間内に死亡し、または基本契約の効力が生じた日以後に発病した疾病もしくは基本契約の効力が生じた日以後に発生した不慮の事故を直接の原因とする傷害により共済期間内に重度障害となった場合には、基本契約共済金額に相当する金額を支払う。

2 前項の規定にかかわらず、この会は、被共済者が共済期間内に発生した不慮の事故を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内に死亡し、または重度障

□生款□

害となった場合には、その事故の日における基本契約共済金額に相当する金額を支払う。

- 3 前2項の「重度障害」の場合において、基本契約の効力が生じる前にすでに生じていた障害状態に、効力が生じた日以後の疾病または傷害（効力が生じる前にすでに生じていた障害状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない疾病または傷害に限る。）を原因とする障害状態が新たに加わって、重度障害状態に該当したときを含むものとする。
- 4 前3項の「重度障害」にかかる基本契約共済金の請求前に被共済者が死亡した場合は、当該被共済者は重度障害の状態を経ないで死亡したものとみなす。

（基本契約共済金を支払わない場合）

第24条 この会は、共済事故が次の各号のいずれかによって生じた場合には、基本契約にかかる共済金を支払わない。

- (1) 共済金受取人、共済契約者または被共済者の故意。ただし、共済金受取人が故意に被共済者を死亡させた場合で、その受取人が共済金の一部の受取人であるときは、共済金の残額をその他の共済金受取人に支払う。
 - (2) 共済金受取人、共済契約者または被共済者の犯罪行為で、この会が共済金を支払うことを不相当と認めるもの
 - (3) 基本契約の効力が生じた日から満1年以内の被共済者の自殺または自殺行為
 - (4) 被共済者の死刑
 - (5) 被共済者の私闘で、この会が共済金を支払うことを不相当と認めるもの
- 2 被更改契約の効力が生じた日から満1年経過後で更改契約の効力が生じた日から満1年以内の被共済者の自殺または自殺行為については、更改契約における基本契約共済金額が、被更改契約における基本契約共済金額を超えるときは、その超える部分を支払わない。

第5章 特 約

第1節 災 害 特 約

（災害特約共済金額）

第25条 災害特約にかかる共済金額は、次のとおりとする。

- (1) 災害特約死亡共済金額 1 □10万円
- (2) 災害特約障害共済金額 1 □10万円
- (3) 災害特約入院共済金額 1 □ 100円

（災害死亡共済金）

第27条 この会は、被共済者が共済期間内に発生した不慮の事故を直接の原因としてそ

の事故の日からその日を含めて 180日以内に死亡した場合には、その事故の日における災害特約死亡共済金額に相当する金額を支払う。

(災害障害共済金)

第 28 条 この会は、被共済者が共済期間内に発生した不慮の事故を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて 180日以内に別表第 3 「身体障害等級別支払割合表」に掲げる身体障害の状態になった場合には、その事故の日における災害特約障害共済金額に同表において定める当該身体障害が該当する等級に応ずる支払割合を乗じて得た金額を支払う。

(災害入院共済金)

第 29 条 この会は、被共済者が共済期間内に発生した同一の不慮の事故を直接の原因とする傷害の治療のため、病院、診療所等に入院した場合には、災害入院共済金として、その事故の日からその日を含めて 180日以内に開始した入院 1 日につきその事故の日における災害特約入院共済金額に相当する金額を支払う。

2 前項の支払いの対象となる入院日数は、次の各号によるものとする。

(1) 1 回の入院に対して 184日を限度とする。

(2) 医師の認定により被共済者が退院しても差し支えないとされた日の翌日以降の入院は、支払いの対象としないものとする。

(災害特約にかかる残存共済金等)

第 30 条 災害特約にかかる同一の被共済者についての共済金の支払いは、同一の不慮の事故による災害死亡共済金および災害障害共済金について、通算して災害特約死亡共済金額の10割をもって限度とする。

ただし、死亡・重度障害でない場合は、通算して災害特約障害共済金額の10割をもって限度とする。

2 この会は、被共済者が同一の不慮の事故を直接の原因として 2 回以上入院（転入院した場合を含む。）した場合には、その事故の日からその日を含めて 180日以内に開始した入院に限り、1 回の入院とみなしてそれぞれの入院日数を通算するものとする。

(他の身体障害または傷病の影響がある場合)

第 31 条 被共済者が不慮の事故により傷害を被ったときすでに存在していた身体障害もしくは傷病の影響により、または当該事故の後にその原因となった事故と関係なく発生した身体障害もしくは傷病の影響により傷害が重大となったときは、この会は、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定して支払うものとする。

2 前項の規定は、正当な理由がなく被共済者が治療を怠り、または共済契約者もしくは共済金受取人が治療させなかったために傷害が重大となった場合に準用する。

□生款□

(災害特約共済金を支払わない場合)

第32条 この会は、共済事故が次の各号のいずれかによって生じた場合には、災害特約にかかる共済金を支払わない。

- (1) 共済金受取人、共済契約者または被共済者の故意または重大な過失。ただし、共済金受取人が故意または重大な過失により被共済者を死亡させた場合で、その受取人が共済金の一部の受取人であるときは、共済金の残額をその他の共済金受取人に支払う。
 - (2) 共済金受取人、共済契約者または被共済者の犯罪行為で、この会が共済金を支払うことを不相当と認めるもの
 - (3) 被共済者の自殺または自殺行為
 - (4) 被共済者の死刑
 - (5) 被共済者の私闘で、この会が共済金を支払うことを不相当と認めるもの
 - (6) 被共済者の薬物依存
 - (7) 被共済者の法令に定める運転資格を有しない運転、最高速度違反（25km/h以上の速度超過）の運転、酒気帯び運転もしくはこれに相当する運転、赤信号無視もしくはこれと同程度の運転、または遮断中もしくは警報中の踏切への立入り
 - (8) 被共済者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故
 - (9) 被共済者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - (10)原因の如何を問わず、頸部症候群（むちうち症）または腰・背痛で他覚症状のないもの。ただし、この会が支払いを認めた場合を除く。
- 2** この会は、被共済者が入院中治療に専念せず、医師の指示に従わなかったとき、または必要以上の外泊等をしたとき、その他故意に入院を長びかせたものとこの会が判断したときには、災害特約にかかる共済金を支払わない。

第2節 疾病入院特約

(疾病入院特約共済金額)

第33条 疾病入院特約にかかる共済金額は、次のとおりとする。

疾病入院特約共済金額 1 □ 100円

(疾病入院共済金)

第35条 この会は、被共済者が疾病入院特約の効力が生じた日以後に発病した同一の疾病を直接の原因として、その疾病の治療のため、病院、診療所等に入院した場合には、疾病入院共済金として、共済期間内の入院1日につき疾病入院特約共済金額に相当する金額を支払う。

2 前項の支払いの対象となる入院日数は、次の各号によるものとする。

- (1) 1回の入院に対して124日を限度とする。

(2) 医師の認定により被共済者が退院しても差し支えないとされた日の翌日以降の入院は、支払いの対象としないものとする。

3 この会は、被共済者が入院を開始した場合に異なる疾病を併発していたときまたは入院中に異なる疾病を併発したときには、入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして入院日数を計算するものとする。

(疾病入院特約にかかる残存共済金等)

第35条の2 この会は、被共済者が同一の疾病（これと因果関係があると認められる疾病を含む。）を直接の原因として2回以上入院（転入院した場合を含む。）した場合には、1回の入院とみなしてそれぞれの入院日数を通算するものとする。

ただし、疾病入院共済金が支払われることとなった最終の入院の退院の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院として取り扱うものとする。

(疾病入院特約共済金を支払わない場合)

第36条 この会は、共済事故が次の各号のいずれかによって生じた場合には、疾病入院特約にかかる共済金を支払わない。

(1) 共済金受取人、共済契約者または被共済者の故意または重大な過失

(2) 共済金受取人、共済契約者または被共済者の犯罪行為で、この会が共済金を支払うことを不相当と認めるもの

(3) 被共済者の自殺または自殺行為

(4) 被共済者の薬物依存

(5) 被共済者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故

(6) 原因の如何を問わず、頸部症候群（むちうち症）または腰・背痛で他覚症状のないもの。ただし、この会が支払いを認めた場合を除く。

2 この会は、被共済者が入院中治療に専念せず、医師の指示に従わなかったとき、または必要以上の外泊等をしたとき、その他故意に入院を長びかせたものとこの会が判断したときには、疾病入院特約にかかる共済金を支払わない。

第3節 交通災害特約

(交通災害特約共済金額)

第36条の2 交通災害特約にかかる共済金額は、次のとおりとする。

(1) 交通災害特約死亡共済金額 1口10万円

(2) 交通災害特約障害共済金額 1口10万円

(交通災害死亡共済金)

第36条の4 この会は、被共済者が共済期間内に発生した交通事故を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合には、その事故の日における交通災害特約死亡共済金額に相当する金額を支払う。

(交通災害障害共済金)

第36条の5 この会は、被共済者が共済期間内に発生した交通事故を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内に別表第3「身体障害等級別支払割合表」に掲げる身体障害の状態になった場合には、その事故の日における交通災害特約障害共済金額に同表において定める当該身体障害が該当する等級に応ずる支払割合を乗じて得た金額を支払う。

(交通災害特約にかかる共済金の支払限度)

第36条の6 交通災害特約にかかる同一の被共済者についての共済金の支払いは、同一の交通事故による交通災害死亡共済金および交通災害障害共済金について、通算して交通災害特約死亡共済金額の10割をもって限度とする。

ただし、死亡・重度障害でない場合は、通算して交通災害特約障害共済金額の10割をもって限度とする。

(他の身体障害または傷病の影響がある場合)

第36条の7 被共済者が交通事故により傷害を被ったときすでに存在していた身体障害もしくは傷病の影響により、または当該事故の後にその原因となった事故と関係なく発生した身体障害もしくは傷病の影響により傷害が重大となったときは、この会は、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定して支払うものとする。

2 前項の規定は、正当な理由がなく被共済者が治療を怠り、または共済契約者もしくは共済金受取人が治療させなかったために傷害が重大となった場合に準用する。

(交通災害特約共済金を支払わない場合)

第36条の8 この会は、共済事故が次の各号のいずれかによって生じた場合には、交通災害特約にかかる共済金を支払わない。

- (1) 共済金受取人、共済契約者または被共済者の故意または重大な過失。ただし、共済金受取人が故意または重大な過失により被共済者を死亡させた場合で、その受取人が共済金の一部の受取人であるときは、共済金の残額をその他の共済金受取人に支払う。
- (2) 共済金受取人、共済契約者または被共済者の犯罪行為で、この会が共済金を支払うことを不相当と認めるもの
- (3) 被共済者の自殺または自殺行為
- (4) 被共済者の私闘で、この会が共済金を支払うことを不相当と認めるもの
- (5) 被共済者の薬物依存
- (6) 被共済者の法令に定める運転資格を有しない運転、最高速度違反(25km/h以上の速

度超過)の運転、酒気帯び運転もしくはこれに相当する運転、赤信号無視もしくはこれと同程度の運転、または遮断中もしくは警報中の踏切への立入り

- (7) 被共済者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故
- (8) 被共済者の脳疾患、疾病または心神喪失
- (9) 原因の如何を問わず、頸部症候群(むちうち症)または腰・背痛で他覚症状のないもの。ただし、この会が支払いを認めた場合を除く。
- (10) 工場、土木作業場、採石場、炭鉱または鉱山の構内で使われる交通乗用具に職務上関係する被共済者のその交通乗用具による職務上の事故(荷役作業並びに交通乗用具の修理、点検、整備および清掃の作業を含む。)
- (11) 被共済者の試運転(性能試験を目的とする運転または操縦をいう。)、訓練(自動車または原付自転車の運転資格を取得するための訓練を除く。)、競技(練習を含む。))または興行(練習を含む。))のため運行中の交通乗用具に搭乗している間の事故
- (12) 原子核反応または原子の崩壊による事故
- (13) 地震、津波、噴火その他これらに類似の天災による事故
- (14) 戦争、変乱その他の非常の出来事による事故

第6節 重度障害割増特約

(重度障害割増特約共済金額)

第54条 重度障害割増特約にかかる共済金額は、次のとおりとする。

重度障害割増特約共済金額 1口 10万円

(重度障害割増特約共済金)

第56条 この会は、被共済者が第23条(基本契約共済金)に定める重度障害の状態となり、同条に定める基本契約共済金が支払われる場合には、重度障害割増特約共済金額に相当する金額を支払う。

2 この会は、毎年において被共済者が重度障害の状態となった日に応ずる日において、重度障害の状態で生存していた場合には、前項の支払いと合わせて10回を限度として重度障害割増特約共済金額に相当する金額を支払う。

3 前項に定める共済金の支払いについては、事前に、実施規則に定める「共済金支払請求の場合の提出書類」の書類により確認するものとする。

(重度障害割増特約共済金を支払わない場合)

第57条 第24条(基本契約共済金を支払わない場合)の規定は、重度障害割増特約に準用する。

第7節 手術特約

□生款□

(手術特約共済金額)

第58条 手術特約にかかる共済金額は、次のとおりとする。

手術特約共済金額 1口 10万円

(手術共済金)

第60条 この会は、被共済者が手術特約の効力が生じた日以後に発病した疾病または手術特約の効力が生じた日以後に発生した不慮の事故を直接の原因とする傷害の治療を直接の目的として共済期間内に公的医療保険制度の適用を受け診療報酬点数が発生した手術を受けた場合には、当該手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている手術料の診療報酬点数に応じて、1口当たり次の各号に掲げる共済金を支払う。

- (1) 1,400点以上 5,000点未満 25,000円
- (2) 5,000点以上15,000点未満 50,000円
- (3) 15,000点以上 100,000円

- 2 前項の規定にかかわらず、この会は、被共済者が共済期間内に発生した不慮の事故を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院（ただし、入院共済金の支払対象期間内に限る。）またはその事故の日からその日を含めて180日以内の通院において、公的医療保険制度の適用を受け診療報酬点数が発生した手術を受けた場合には、その事故の日における手術特約共済金額を基準にして共済金を支払うものとする。
- 3 被共済者が、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、最も支払金額の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして手術共済金を支払うものとする。

(手術特約共済金を支払わない場合)

第61条 第32条（災害特約共済金を支払わない場合）および第36条（疾病入院特約共済金を支払わない場合）の規定は、手術特約に準用する。

- 2 この会は、共済事故が手術特約の効力が生じた日から満1年以内の異常分娩によって生じた場合には、手術特約にかかる共済金を支払わない。
- 3 この会は、被共済者が次の各号に掲げる手術を受けた場合には、手術特約にかかる共済金を支払わない。
 - (1) 創傷処理
 - (2) 皮膚切開術
 - (3) デブリードマン
 - (4) 骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術
 - (5) 抜歯手術

第8節 長期入院特約

(長期入院特約共済金額)

第62条 長期入院特約にかかる共済金額は、次のとおりとする。

- (1) 災害長期入院共済金額 1口 100円
- (2) 疾病長期入院共済金額 1口 100円

(災害長期入院共済金)

第64条 この会は、被共済者が長期入院特約の効力が生じた日以後に発生した同一の不慮の事故を直接の原因とする傷害の治療のため、その事故の日からその日を含めて180日以内に病院、診療所等に入院を開始し、この会の入院共済金が支払われる場合において、その入院共済金の支払限度日数の184日を超えたときは、災害長期入院共済金として、185日目以降の入院(転入院した場合を含む。)に対し、災害長期入院共済金額に相当する金額を支払う。

2 前項の支払いの対象となる入院日数は、次の各号によるものとする。

- (1) 1回の入院に対して180日を限度とする。
- (2) 医師の認定により被共済者が退院しても差し支えないとされた日の翌日以降の入院は、支払いの対象としないものとする。

3 この会は、被共済者が入院中治療に専念せず、医師の指示に従わなかったとき、または必要以上の外泊等をしたとき、その他故意に入院を長びかせたものとこの会が判断したときには、災害長期入院共済金を支払わないものとする。

(疾病長期入院共済金)

第65条 この会は、被共済者が長期入院特約の効力が生じた日以後に発病した同一の疾病を直接の原因として、その疾病の治療のため、病院、診療所等に入院を開始し、この会の疾病入院共済金が支払われる場合において、その入院共済金の支払限度日数の124日を超えたときは、疾病長期入院共済金として、125日目以降の入院に対し、共済期間内の入院1日につき疾病長期入院共済金額に相当する金額を支払う。

2 前項の支払いの対象となる入院日数は、次の各号によるものとする。

- (1) 1回の入院に対して120日を限度とする。
- (2) 医師の認定により被共済者が退院しても差し支えないとされた日の翌日以降の入院は、支払いの対象としないものとする。

3 この会は、被共済者が第1項に規定する入院の退院の日からその日を含めて180日以内にその入院と同一の原因により入院(転入院した場合を含む。)を開始した場合には、1回の入院とみなして入院日数を通算するものとする。

4 この会は、被共済者が第1項に規定する入院(以下この項において「当初の入院」という。)の期間中に異なる疾病を併発した場合には、当初の入院開始の直接の原因とな

□生款□

った疾病により継続して入院したものとみなして前3項を適用するものとする。

- 5 この会は、被共済者が入院中治療に専念せず、医師の指示に従わなかったとき、または必要以上の外泊等をしたとき、その他故意に入院を長びかせたものとこの会が判断したときには、疾病長期入院共済金を支払わないものとする。

(長期入院特約共済金を支払わない場合)

- 第66条** 第32条（災害特約共済金を支払わない場合）および第36条（疾病入院特約共済金を支払わない場合）の規定は、長期入院特約に準用する。

第9節 入院一時金特約

(入院一時金特約共済金額)

- 第67条** 入院一時金特約にかかる共済金額は、次のとおりとする。

入院一時金共済金額 1口 1万円

(入院一時金共済金)

- 第69条** この会は、被共済者が入院一時金特約の効力が生じた日以後に発病した疾病または入院一時金特約の効力が生じた日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、この会の規約に定める入院共済金が支払われる入院をした場合には、その入院の開始日における入院一時金特約共済金額に相当する金額を支払う。

ただし、この会は、被共済者が入院一時金特約の効力が生じた日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に入院共済金が支払われる入院を開始した場合には、その事故の日における入院一時金特約共済金額に相当する金額を支払う。

- 2 前項の規定にかかわらず、この会は、他の病院、診療所等へ転入または転院する場合、入院一時金共済金が支払われることとなった最終の入院の退院の日からその日を含めて180日以内に開始した同一の不慮の事故を直接の原因とする再入院（その事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した再入院を除く。）および同一の疾病（これと因果関係があると認められる疾病を含む。）を直接の原因とする再入院については、入院一時金共済金の支払対象としないものとする。

(入院一時金共済金の取扱い)

- 第70条** この会は、被共済者の入院一時金共済金が支払われる入院において、被共済者が入院を開始した場合に異なる不慮の事故が生じていたときもしくは異なる疾病を併発していたときまたは入院中に異なる不慮の事故が生じたときもしくは異なる疾病を併発したときには、入院開始の直接の原因となった共済事故により入院一時金共済金を支払うものとし、重複して入院一時金共済金を支払わないものとする。

2 前項の規定は、前条（入院一時金共済金）第2項に規定する入院に準用する。

（入院一時金特約共済金を支払わない場合）

第71条 第32条（災害特約共済金を支払わない場合）および第36条（疾病入院特約共済金を支払わない場合）の規定は、入院一時金特約に準用する。

第10節 在宅療養特約

（在宅療養特約共済金額）

第74条 在宅療養特約にかかる共済金額は、次のとおりとする。

在宅療養特約共済金額 1口 1万円

（在宅療養共済金）

第76条 この会は、被共済者がこの会の規約に定める入院共済金が支払われる入院を20日以上継続した後、共済期間内に退院した場合には、在宅療養特約共済金額に相当する金額を支払う。

ただし、この会は、被共済者が共済期間内に発生した不慮の事故を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院を20日以上継続した後、退院（ただし、入院共済金の支払対象期間内に限る。）した場合には、その事故の日における在宅療養特約共済金額に相当する金額を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、他の病院、診療所等へ転入または転院する場合、在宅療養共済金が支払われる退院の日からその日を含めて180日以内に開始した同一の不慮の事故を直接の原因とする再入院（その事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した再入院を除く。）および同一の疾病（これと因果関係があると認められる疾病を含む。）を直接の原因とする再入院については、在宅療養共済金の支払対象としないものとする。

（在宅療養特約共済金を支払わない場合）

第77条 第32条（災害特約共済金を支払わない場合）および第36条（疾病入院特約共済金を支払わない場合）の規定は、在宅療養特約に準用する。

第11節 先進医療特約

（先進医療特約共済金額）

第78条 先進医療特約にかかる共済金額は、次のとおりとする。

先進医療特約共済金額 1口 10万円

（先進医療共済金）

第80条 この会は、被共済者が先進医療特約の効力が生じた日以後に発病した疾病また

□生款□

は先進医療特約の効力が生じた日以後に発生した不慮の事故を直接の原因とする傷害の治療を直接の目的として、厚生労働大臣が定めた別表第6「先進医療および先進医療共済金」第1項に定める先進医療を共済期間内に受けた場合には、先進医療特約共済金額を限度として、当該先進医療の技術にかかる費用に応じて、別表第6「先進医療および先進医療共済金」第2項に定める金額を支払う。

- 2 前項の規定にかかわらず、この会は、被共済者が共済期間内に発生した不慮の事故を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院（ただし、入院共済金の支払対象期間内に限る。）またはその事故の日からその日を含めて180日以内の通院において厚生労働大臣が定めた別表第6「先進医療および先進医療共済金」第1項に定める先進医療を受けた場合には、その事故の日における先進医療特約共済金額を限度として、当該先進医療の技術にかかる費用に応じて、別表第6「先進医療および先進医療共済金」第2項に定める金額を支払うものとする。
- 3 この会は、同一の被共済者につき、先進医療特約により構成される共済契約の型が複数ある場合において、それぞれの共済契約の型から支払う先進医療共済金の合計額が、前2項に定める共済金の額を超えるときは、実施規則に定めるところにより、前2項に定める共済金の額を限度に支払うものとする。

（先進医療特約共済金を支払わない場合）

第81条 第32条（災害特約共済金を支払わない場合）および第36条（疾病入院特約共済金を支払わない場合）の規定は、先進医療特約に準用する。

第12節 疾病障害特約

（疾病障害特約共済金額）

第82条 疾病障害特約にかかる共済金額は、次のとおりとする。

疾病障害特約共済金額 1口 10万円

（疾病障害共済金）

- 第84条** この会は、被共済者が疾病障害特約の効力が生じた日以後に発病した疾病を直接の原因として、この特約の共済期間内に別表第7「対象となる疾病による身体障害の状態」に掲げる状態となった場合には、疾病障害特約共済金額に相当する金額を支払う。この場合において、この特約の効力が生じる前にすでに生じていた障害状態に、効力が生じた日以後の疾病（効力が生じる前にすでに生じていた障害状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない疾病に限る。）を原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害の状態に該当したときも同様とする。
- 2 この会は、被共済者が別表第7「対象となる疾病による身体障害の状態」に複数該当した場合でも、重複して疾病障害共済金を支払わないものとする。

- 3 この会は、被共済者が疾病障害共済金が支払われることとなった疾病障害の状態に該当した日以後に、以前に支払いとなった疾病障害の原因となった疾病と異なる疾病により、新たに疾病障害共済金の支払事由に該当した場合には、疾病障害共済金を支払うものとする。

(疾病障害特約共済金を支払わない場合)

第85条 第36条（疾病入院特約共済金を支払わない場合）の規定は、疾病障害特約に準用する。

第13節 新がん特約

(新がん特約共済金額)

第85条の2 新がん特約にかかる共済金額は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|----------|
| (1) 新がん特約診断共済金額 | 1 □10万円 |
| (2) 新がん特約入院共済金額 | 1 □ 100円 |
| (3) 新がん特約通院共済金額 | 1 □ 100円 |
| (4) 新がん特約手術共済金額 | 1 □10万円 |
| (5) 新がん特約先進医療共済金額 | 1 □10万円 |

(がんの診断確定)

第85条の4 がんの診断確定は、日本の医師または歯科医師により病理組織学的所見（生検を含む。以下同じ。）または細胞学的所見（以下「病理組織学的所見等」とする。）によりなされたものとする。

ただし、病理組織学的所見等による検査が行われなかった場合においても、他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定についても認めることができるものとする。

- 2 前項の「日本の医師または歯科医師」とは、医師法第2条および歯科医師法第2条に定める国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を有する者とする。

(がん診断共済金)

第85条の5 この会は、被共済者が、新がん特約の効力が生じた日からその日を含めて90日を経過した翌日以後で、かつ、共済期間内に初めて第85条の4（がんの診断確定）に定めるがんの診断確定がされた場合には、新がん特約診断共済金額に相当する金額を支払う。

- 2 この会は、がんの治療（投薬を含む。）終了から5年を経過した後に、新たにがんの診断確定がされた場合には、新たながんとして取り扱うものとする。

(がん入院共済金)

第85条の6 この会は、被共済者が、新がん特約の効力が生じた日以後に第85条の4（がんの診断確定）に定めるがんの診断確定がされ、そのがんを直接の原因として、その治療のため、病院、診療所等に入院した場合には、がん入院共済金として、共済期間内の入院1日につき、新がん特約入院共済金額に相当する金額を支払う。

ただし、この特約の効力が生じた日からその日を含めて90日以内にかんがの診断確定がされ、入院を開始した場合には、共済期間内の入院1日につき、新がん特約入院共済金額の50%に相当する金額を支払うものとする。

- 2 この会は、前項ただし書きによる、共済金額支払割合の削減対象となったがんの治療（投薬を含む。）終了から5年以内に開始した、がんによる入院は、共済金額支払割合の削減対象となったがんと一連のものとみなすものとする。
- 3 第1項の支払いの対象となる入院日数について、医師の認定により被共済者が退院しても差し支えないとされた日の翌日以降の入院は、支払いの対象としないものとする。

（がん通院共済金）

第85条の7 この会は、被共済者が、新がん特約の効力が生じた日以後に初めて第85条の4（がんの診断確定）に定めるがんの診断確定がされ、そのがんを直接の原因として、その治療のため、次の各号のいずれかの通院をした場合は、がん通院共済金として、共済期間内の実通院（往診を含む。以下同じ。）1日につき、新がん特約通院共済金額に相当する金額を支払う。

ただし、この特約の効力が生じた日からその日を含めて90日以内にかんがの診断確定がされ、次の各号のいずれかの通院を開始した場合には、共済期間内の実通院1日につき、新がん特約通院共済金額の50%に相当する金額を支払うものとする。

- (1) がんの診断確定日からその日を含めて1年以内に病院、診療所等において通院した場合
 - (2) この会の規約に定めるがん入院共済金が支払われる入院をし、その入院の退院の日からその日を含めて1年以内に病院、診療所等において通院した場合
- 2 この会は、前項ただし書きによる、共済金額支払割合の削減対象となったがんの治療（投薬を含む。）終了から5年以内に開始した、がんによる通院は、共済金額支払割合の削減対象となったがんと一連のものとみなすものとする。
 - 3 第1項の支払いの対象となる通院日数は、新がん特約の効力が生じた日以後に初めてなされた第85条の4（がんの診断確定）に定めるがんの診断確定による通院に対して、60日を限度とする。

なお、第1項第1号および第2号による通院は、通算するものとする。

- 4 この会は、被共済者が、第1項の定めるところによる初めてののがんの診断確定以降、更に第85条の4（がんの診断確定）に定めるがんの診断確定がされ、そのがんを直接の原因として、その治療のため、第1項各号に定めるいずれかの通院をした場合には、第

1項の定めるところによる初めてののがんの診断確定による通院と一連のものとする。

- 5 この会は、がん治療（投薬を含む。）終了から5年を経過した後に、新たながんの診断確定がされ、そのがんを直接の原因として、その治療のため、第1項各号に定めるいずれかの通院をした場合には、新たながんとして、前4項に定める初めてののがんの診断確定による通院と同様に取り扱うものとする。

（がん手術共済金）

第85条の8 この会は、被共済者が、新がん特約の効力が生じた日以後に第85条の4（がんの診断確定）に定めるがんの診断確定がされ、そのがんの治療を直接の目的として共済期間内に公的医療保険制度の適用を受け診療報酬点数が発生した手術を受けた場合には、当該手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている手術料の診療報酬点数に応じて、1口当たり次の各号に掲げる共済金を支払う。

ただし、この特約の効力が生じた日からその日を含めて90日以内ながんの診断確定がされ、手術を受けた場合には、次の各号に掲げる共済金の50%を支払うものとする。

また、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、最も支払金額の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして手術共済金を支払うものとする。

- (1) 1,400点以上 5,000点未満 25,000円
- (2) 5,000点以上15,000点未満 50,000円
- (3) 15,000点以上 100,000円

- 2 この会は、前項ただし書きによる、共済金額支払割合の削減対象となつたがんの治療（投薬を含む。）終了から5年以内に受けた、がんの手術は、共済金額支払割合の削減対象となつたがんと一連のものとする。

（がん先進医療共済金）

第85条の9 この会は、被共済者が、新がん特約の効力が生じた日以後に第85条の4（がんの診断確定）に定めるがんの診断確定がされ、そのがんの治療を直接の目的として、厚生労働大臣が定めた別表第6「先進医療および先進医療共済金」第1項に定める先進医療を共済期間内に受けた場合には、新がん特約先進医療共済金額を限度として、当該先進医療の技術にかかる費用に応じて、別表第6「先進医療および先進医療共済金」第2項に定める金額を支払う。

ただし、この特約の効力が生じた日からその日を含めて90日以内ながんの診断確定がされ、別表第6「先進医療および先進医療共済金」第1項に定める先進医療を受けた場合には、新がん特約先進医療共済金額を限度として、当該先進医療の技術にかかる費用に応じて、別表第6「先進医療および先進医療共済金」第2項に定める金額の50%を支払うものとする。

- 2 この会は、前項ただし書きによる、共済金額支払割合の削減対象となつたがんの治療（投薬を含む。）終了から5年以内に受けた、がんによる別表第6「先進医療および先

□生款□

進医療共済金」第1項に定める先進医療は、共済金額支払割合の削減対象となったがんと一連のもののみとする。

- 3 この会は、同一の被共済者につき、先進医療特約、新がん特約または新心・脳疾患特約により構成される共済契約の型が複数ある場合において、がん先進医療共済金は、第80条（先進医療共済金）の定めるところにより支払われる共済金の額を超えた額につき支払うものとする。ただし、それぞれの共済契約の型における先進医療共済金額の合計額を限度とする。

（新がん特約共済金を支払わない場合）

第85条の10 この会は、被共済者が入院中治療に専念せず、医師の指示に従わなかったとき、または必要以上の外泊等をしたとき、その他故意に入院を長びかせたものこの会が判断したときには、新がん特約にかかる共済金を支払わない。

- 2 この会は、被共済者が次の各号に掲げる手術を受けた場合には、新がん特約にかかる手術共済金を支払わない。

- (1) 創傷処理
- (2) 皮膚切開術
- (3) デブリードマン
- (4) 骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術
- (5) 抜歯手術

（新がん特約共済金の代理請求）

第85条の11 この会は、共済契約者が第85条の5（がん診断共済金）から第85条の9（がん先進医療共済金）までに定める共済金を請求できない特別な事情があると認めた場合には、第5条の2（指定代理請求人）の規定により指定代理請求人があらかじめ指定されている場合を除き、代理人がその共済金の支払いを請求することができるものとする。

- 2 前項の代理人の順位は、第5条（共済金受取人）第1項に定める順序によるものとする。

ただし、第5条（共済金受取人）第5項から第7項までの規定により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合、または特別な事情があり、かつ、この会が認めた場合にはこの限りでない。

- 3 第1項の代理人は、実施規則に定める「共済金支払請求の場合の提出書類」の書類およびその特別な事情の存在を証明する書類をこの会に提出するものとする。

- 4 この会は、この会が前3項により新がん特約共済金を代理人にすでに支払っている場合には、重複してその共済金の請求を受けても、それを支払わない。

（新がん特約の無効）

第85条の12 この会は、被共済者が、新がん特約の効力が生じる日の前日以前にがん
と診断確定されていた場合には、新がん特約は、共済契約者および被共済者がその事実
の知、不知にかかわらず、無効とする。

第14節 新心・脳疾患特約

(新心・脳疾患特約共済金額)

第85条の13 新心・脳疾患特約にかかる共済金額は、次のとおりとする。

- (1) 新心・脳疾患特約入院共済金額 1口 100円
- (2) 新心・脳疾患特約手術共済金額 1口10万円
- (3) 新心・脳疾患特約先進医療共済金額 1口10万円

(心・脳疾患入院共済金)

第85条の15 この会は、被共済者が新心・脳疾患特約の効力が生じた日以後に発病し
た心・脳疾患を直接の原因として、その疾病の治療のため、病院、診療所等に入院した
場合には、心・脳疾患入院共済金として、共済期間内の入院1日につき新心・脳疾患特
約入院共済金額に相当する金額を支払う。

2 前項の支払いの対象となる入院日数は、次の各号によるものとする。

- (1) 1回の入院に対して124日を限度とする。
- (2) 医師の認定により被共済者が退院しても差し支えないとされた日の翌日以降の入院
は、支払いの対象としないものとする。

3 この会は、被共済者が入院を開始した場合に異なる心・脳疾患を併発していたときま
たは入院中に異なる心・脳疾患を併発したときには、入院開始の直接の原因となった心
・脳疾患により継続して入院したものとみなして入院日数を計算するものとする。

(新心・脳疾患特約にかかる残存共済金等)

第85条の16 この会は、被共済者が同一の心・脳疾患（これと因果関係があると認め
られる疾病を含む。）を直接の原因として2回以上入院（転入院した場合を含む。）し
た場合には、1回の入院とみなしてそれぞれの入院日数を通算するものとする。

ただし、心・脳疾患入院共済金が支払われることとなった最終の入院の退院の日から
その日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院として取り扱うも
のとする。

(心・脳疾患手術共済金)

第85条の17 この会は、被共済者が新心・脳疾患特約の効力が生じた日以後に発病し
た心・脳疾患の治療を直接の目的として共済期間内に公的医療保険制度の適用を受け診
療報酬点数が発生した手術を受けた場合には、当該手術を受けた時点において、厚生労

□生款□

働省告示に基づき定められている手術料の診療報酬点数に応じて、1口当たり次の各号に掲げる共済金を支払う。

ただし、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、最も支払金額の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして手術共済金を支払うものとする。

- (1) 1,400点以上 5,000点未満 25,000円
- (2) 5,000点以上15,000点未満 50,000円
- (3) 15,000点以上 100,000円

(心・脳疾患先進医療共済金)

第85条の18 この会は、被共済者が、新心・脳疾患特約の効力が生じた日以後に発病した心・脳疾患の治療を直接の目的として、厚生労働大臣が定めた別表第6「先進医療および先進医療共済金」第1項に定める先進医療を共済期間内に受けた場合には、新心・脳疾患特約先進医療共済金額を限度として、当該先進医療の技術にかかる費用に応じて、別表第6「先進医療および先進医療共済金」第2項に定める金額を支払う。

2 この会は、同一の被共済者につき、先進医療特約、新がん特約または新心・脳疾患特約により構成される共済契約の型が複数ある場合において、心・脳疾患先進医療共済金は、第80条（先進医療共済金）の定めるところにより支払われる共済金の額を超えた額につき支払うものとする。ただし、それぞれの共済契約の型における先進医療共済金額の合計額を限度とする。

(新心・脳疾患特約共済金を支払わない場合)

第85条の19 この会は、共済事故が次の各号のいずれかによって生じた場合には、新心・脳疾患特約にかかる共済金を支払わない。

- (1) 共済金受取人、共済契約者または被共済者の故意または重大な過失
- (2) 共済金受取人、共済契約者または被共済者の犯罪行為で、この会が共済金を支払うことを不相当と認めるもの
- (3) 被共済者の自殺または自殺行為
- (4) 被共済者の薬物依存
- (5) 被共済者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故

2 この会は、被共済者が入院中治療に専念せず、医師の指示に従わなかったとき、または必要以上の外泊等をしたとき、その他故意に入院を長びかせたものこの会が判断したときには、新心・脳疾患特約にかかる共済金を支払わない。

3 この会は、被共済者が次の各号に掲げる手術を受けた場合には、新心・脳疾患特約にかかる手術共済金を支払わない。

- (1) 創傷処理
- (2) 皮膚切開術

- (3) デブリードマン
- (4) 骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術
- (5) 抜歯手術

第15節 効力開始に関する特約

(効力開始に関する特約の適用)

第85条の20 この特約は、共済契約を締結する際、共済契約申込者から効力開始に関する特約（以下「効力開始日特約」という。）の申込みがあり、この会がこれを承諾した場合に適用する。ただし、第9条の2（共済契約の変更および更改）第1項および第2項における共済契約の型の変更をするとき、共済契約の締結後に特約を中途付帯するときまたは第4条（被共済者の範囲）第3項におけるこの会の子供生命共済事業に基づく共済契約を継続しようとするときを除く。

(効力開始に関する特約が適用された共済契約の効力が生ずる日)

- 第85条の21** この会が、効力開始日特約が付帯された共済契約の申込みを承諾したときは、第8条（共済契約の成立）第5項の規定にかかわらず、共済契約は、その申込みの日において成立したものとみなし、その申込みの日の属する月の翌月1日を契約日として、その申込みの日の翌日午前零時から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第10条（共済掛金の払込み）第5項の規定による猶予期間内に初回掛金が払い込まれないときは、前項の共済契約の申込みはなかったものとする。
この場合において、この会は、共済契約申込者にその旨を通知するものとする。

第6章 異議の申立て

(異議の申立ておよび審査委員会)

- 第86条** 共済契約および共済金の支払いに関するこの会の処分に不服がある共済契約者および共済金受取人は、この会におく審査委員会に対して異議の申立てをすることができる。
- 2 前項の異議の申立ては、この会の処分があったことを知った日から60日以内に書面をもってしなければならない。
- 3 第1項の規定による異議の申立てがあったときは、審査委員会は、異議の申立てを受けた日から60日以内に審査を行い、その結果を異議の申立てをした者に通知しなければならない。
- 4 審査委員会の組織および運営に関し必要な事項は、実施規則の定めるところによる。

第 7 章 雑 則

(時 効)

第 9 2 条 共済金、共済掛金の払戻金および契約者割戻金の支払いを請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間請求がないときには、時効によって消滅する。

(質入れ等の制限)

第 9 3 条 共済金の支払いを請求する権利は、被共済者の同意があり、かつ、この会が承認した場合を除き、質入れまたは譲渡することができない。

(準用規定)

第 9 5 条 この会は、共済契約者が実施規則に定める共済契約の型および継続契約の型を変更(特約の型の付帯を含む。)した場合において、この規約および実施規則の規定を準用するものとする。

(通知の方法)

第 9 6 条 共済契約者等に対するこの会の通知は、第8条(共済契約の成立)第1項の住所または第11条(共済契約内容の変更等)による通知を受けた場合には、その住所もしくは住居表示に発するものとする。

(規約等の変更)

第 9 7 条 この会は、この規約または実施規則を変更することがある。この場合、当該変更の施行日以後については変更後の規定を適用する。

(約款の変更)

第 9 7 条の 2 この会は、共済期間中であっても、約款を変更する必要がある場合には、民法第548条の4(定型約款の変更)に基づき、契約内容を変更することができる。

2 前項の場合には、この会は、約款を変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知する。

(実施規則)

第 9 8 条 この規約に定めるもののほか、共済事業の実施のための手続きその他事業の執行について必要な事項は、「実施規則」で定める。

(準 拠 法)

第 9 9 条 この規約および実施規則に規定のない事項については、日本国の法令に準拠す

る。

（施行期日） 付 則

- 1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1

重 度 障 害 の 範 囲

第2条（事業）第3項に定める「重度障害」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常時介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常時介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

別表第2

対象となる不慮の事故

第2条（事業）第4項に定める「不慮の事故」とは次のものとする。

- 1 急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなさない。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年度版」によるものとする。

分 類 項 目	基本分類表番号
1 鉄道事故	E 800～E 807
2 自動車交通事故	E 810～E 819
3 自動車非交通事故	E 820～E 825
4 その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5 水上交通機関事故	E 830～E 838
6 航空機および宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まない。 また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する。	E 850～E 858
9 その他の固体、液体、ガス、および蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎並びにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他 および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まない。	E 860～E 869
10 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する。	E 870～E 876
11 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する。	E 878～E 879
12 不慮の墜落	E 880～E 888

13 火災および火焰による不慮の事故	E 890～E 899
14 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温(E 900)中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化(E 902)」、「旅行および身体動揺(E 903)」および「飢餓、渇、不良環境曝露および放置(E 904)中の飢餓、渇」は除外する。	E 900～E 909
15 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息(E 911)」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息(E 912)」は除外する。	E 910～E 915
16 その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動(E 927)中の過度の肉体的行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故(E 928)中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外する。	E 916～E 928
17 医薬品および生物学的製剤の治療上使用する有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まない。 また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する。	E 930～E 949
18 他殺および他人の加害による損傷	E 960～E 969
19 法的介入 ただし、「処刑(E 978)」は除外する。	E 970～E 978
20 戦争行為による損傷	E 990～E 999

2 実施規則において、「不慮の事故となる感染症」と規定された感染症

別表第3

身体障害等級別支払割合表

第2条（事業）第5項に定める「身体障害等級別支払割合表」は、次に掲げるものとする。

等級および 支払割合	障 害 内 容
第1級 100%	1 両眼が失明したもの 2 そしゃくおよび言語の機能を廃したのもの 3 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したのもの 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃したのもの 9 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 10 両眼の視力が0.02以下になったもの 11 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 12 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 13 両上肢を手関節以上で失ったもの 14 両下肢を足関節以上で失ったもの
第2級 90%	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 そしゃくまたは言語の機能を廃したのもの 3 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの
第3級 80%	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 そしゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したのもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第4級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの

<p>70 %</p>	<p>2 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>4 1 上肢を手関節以上で失ったもの</p> <p>5 1 下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>6 1 上肢の用を全廃したもの</p> <p>7 1 下肢の用を全廃したもの</p> <p>8 両足の足指の全部を失ったもの</p>
<p>第 5 級 60 %</p>	<p>1 両眼の視力が0.1以下になったもの</p> <p>2 そしゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>4 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>5 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの</p> <p>6 1 上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>7 1 下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>8 1 手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの</p>
<p>第 6 級 50 %</p>	<p>1 1 眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>3 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>4 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>6 1 手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの</p> <p>7 1 手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの</p> <p>8 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>9 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>10 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>11 両足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>12 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>13 両側の睾丸を失ったもの</p>
<p>第 7 級 45 %</p>	<p>1 1 眼が失明し、または1 眼の視力が0.02以下になったもの</p> <p>2 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>3 1 手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの</p> <p>4 1 手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 5 1 下肢を 5 cm以上短縮したもの 6 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの 7 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの 8 1 上肢に偽関節を残すもの 9 1 下肢に偽関節を残すもの 10 1 足の足指の全部を失ったもの
第 8 級 30 %	<ul style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 1 眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 そしゃくおよび言語の機能に障害を残すもの 7 両耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9 1 耳の聴力を全く失ったもの 10 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12 1 手の母指または母指以外の 2 の手指を失ったもの 13 1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指の用を廃したもの 14 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの 15 1 足の足指の全部の用を廃したもの 16 生殖器に著しい障害を残すもの 17 外貌に相当程度の醜状を残すもの
第 9 級 20 %	<ul style="list-style-type: none"> 1 1 眼の視力が0.1以下になったもの 2 正面視で複視を残すもの 3 そしゃくまたは言語の機能に障害を残すもの 4 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 6 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 7 1 手の母指または母指以外の 2 の手指の用を廃したもの 8 1 下肢を 3 cm以上短縮したもの 9 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの 10 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの 11 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの

□生款□

<p>第 10 級 15 %</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 6 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 7 脊柱に変形を残すもの 8 1手の示指、中指または環指を失ったもの 9 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
<p>第 11 級 10 %</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの 2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に変形を残すもの 9 1手の小指を失ったもの 10 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの 11 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの 12 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの 13 局部に頑固な神経症状を残すもの 14 外貌に醜状を残すもの
<p>第 12 級 7 %</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 1眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの 3 正面視以外で複視を残すもの 4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの 5 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 6 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 7 1手の小指の用を廃したもの 8 1手の母指の指骨の一部を失ったもの 9 1下肢を1 cm以上短縮したもの 10 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの 11 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの
<p>第 13 級</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの

4 %	2 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 3 1耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 6 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの 9 局部に神経症状を残すもの
-----	--

(備考) 1 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異常のあるものについては、矯正視力について測定する。

2 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。

3 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあつては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。

5 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあつては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

6 各等級の障害に該当しない障害であつて、各等級の障害に相当すると認められるものについては、身体障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の障害に該当したものとみなす。

7 障害が2以上ある場合は、そのうち最も重い障害の該当する等級による。ただし、次の各号の場合を除く。

(1) 第12級以上に該当する障害が2以上ある場合は、そのうち最も重い障害を1級繰り上げる。ただし、各障害の支払割合の合計が繰上げ後の支払割合を下回るときは、当該合計による支払割合による。

(2) 第7級以上に該当する障害が2以上ある場合は、そのうち最も重い障害を2級繰り上げる。

(3) 第4級以上に該当する障害が2以上ある場合は、そのうち最も重い障害を3級繰り上げる。

8 既存の障害のある被共済者の加重された障害については、現存の障害等級の支払割合から既存の障害等級の支払割合を差し引いて算出した支払割合を乗じて得た共済金の額を支払うものとする。

なお、既存の障害とは、障害の発生時期や原因、過去に共済金の支払いを受

□生款□

けたか否かにかかわらず、すでに存在していた身体障害等級別支払割合表に定める程度の障害をいう。

別表第3の2

対象となる交通事故

第2条（事業）第6項に定める「対象となる交通事故」は、次のものとする。

1 対象となる交通事故

- (1) 運行中の交通乗用具に搭乗していない被共済者が、運行中の交通乗用具（これに積載されているものを含む。以下同じ。）との衝突・接触等の交通事故または運行中の交通乗用具の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故によって被った傷害
- (2) 運行中の交通乗用具に搭乗している被共済者または乗客（入場客を含む。）として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内（改札口の内側をいう。）にいる被共済者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害
- (3) 道路通行中に次に掲げる事故によって被った傷害
- ア 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からのものの落下
- イ 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
- ウ 火災または破裂・爆発
- エ 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突・接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突・接触・火災・爆発等

2 用語の定義

次の用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

(1) 交通乗用具

次のいずれかに該当するものをいう。

分類	交通乗用具
軌道上を走行する陸上の乗用具	自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、 いす付リフト ----- (注) ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊 戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等 座席装置のないリフト等は除く。
軌道を有しない陸上の乗用具	自動車（スノーモービルを含む。）、原動機付自転車、自転車、ト ロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、 そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車（原動 機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限る。） ----- (注) 作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地

□生款□

	等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード（原動機を用いるものを含む。）等は除く。
空の乗用具	航空機（飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）、ジャイロプレーン） ----- （注）ハンググライダー、気球、パラシュート等は除く。
水上の乗用具	船舶（ヨット、モーターボート（水上オートバイを含む。）およびボートを含む。） ----- （注）幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除く。
その他の乗用具	エレベーター、エスカレーター、動く歩道 ----- （注）立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された装置等は除く。

(2) 工作用自動車

構造物の建築または破壊、土木工事、農耕等の作業の用途をもつもので、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいう。

(3) 運行中

交通乗用具が通常の目的に従って使用されている間をいう。

別表第4

対象となるがんの定義

- 1 第2条（事業）第7項に定める「がん」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」において次の基本分類コードに規定されるものとする。

基本分類 コード	分類項目	基本分類 コード	分類項目
C 0 0	口唇の悪性新生物	C 3 1	副鼻腔の悪性新生物
C 0 1	舌根〈基底〉部の悪性新生物	C 3 2	喉頭の悪性新生物
C 0 2	舌のその他および部位不明の悪性新生物	C 3 3	気管の悪性新生物
C 0 3	歯肉の悪性新生物	C 3 4	気管支および肺の悪性新生物
C 0 4	口（腔）底の悪性新生物	C 3 7	胸腺の悪性新生物
C 0 5	口蓋の悪性新生物	C 3 8	心臓、縦隔および胸膜の悪性新生物
C 0 6	その他および部位不明の口腔の悪性新生物	C 3 9	その他および部位不明確の呼吸器系および胸腔内臓器の悪性新生物
C 0 7	耳下腺の悪性新生物	C 4 0	（四）肢の骨および関節軟骨の悪性新生物
C 0 8	その他および部位不明の大唾液腺の悪性新生物	C 4 1	その他および部位不明の骨および関節軟骨の悪性新生物
C 0 9	扁桃の悪性新生物	C 4 3	皮膚の悪性黒色腫
C 1 0	中咽頭の悪性新生物	C 4 4	皮膚のその他の悪性新生物
C 1 1	鼻〈上〉咽頭の悪性新生物	C 4 5	中皮腫
C 1 2	梨状陥凹〈洞〉の悪性新生物	C 4 6	カポジ〈Kaposi〉肉腫
C 1 3	下咽頭の悪性新生物	C 4 7	末梢神経および自律神経系の悪性新生物
C 1 4	その他および部位不明確の口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C 4 8	後腹膜および腹膜の悪性新生物
C 1 5	食道の悪性新生物	C 4 9	その他の結合組織および軟部組織の悪性新生物
C 1 6	胃の悪性新生物	C 5 0	乳房の悪性新生物
C 1 7	小腸の悪性新生物	C 5 1	外陰（部）の悪性新生物
C 1 8	結腸の悪性新生物	C 5 2	膣の悪性新生物
C 1 9	直腸S状結腸移行部の悪性新生物	C 5 3	子宮頸（部）の悪性新生物
C 2 0	直腸の悪性新生物	C 5 4	子宮体部の悪性新生物
C 2 1	肛門および肛門管の悪性新生物	C 5 5	子宮の悪性新生物、部位不明
C 2 2	肝および肝内胆管の悪性新生物	C 5 6	卵巣の悪性新生物
C 2 3	胆のう〈嚢〉の悪性新生物	C 5 7	その他および部位不明の女性生殖器官の悪性新生物
C 2 4	その他および部位不明の胆道の悪性新生物	C 5 8	胎盤の悪性新生物
C 2 5	膵の悪性新生物	C 6 0	陰茎の悪性新生物
C 2 6	その他および部位不明確の消化器の悪性新生物	C 6 1	前立腺の悪性新生物
C 3 0	鼻腔および中耳の悪性新生物	C 6 2	精巣〈睾丸〉の悪性新生物

□生款□

C 6 3	その他および部位不明の男性生殖器の悪性新生物	C 8 8	悪性免疫増殖性疾患
C 6 4	腎盂を除く腎の悪性新生物	C 9 0	多発性骨髄腫および悪性形質細胞性新生物
C 6 5	腎盂の悪性新生物	C 9 1	リンパ性白血病
C 6 6	尿管の悪性新生物	C 9 2	骨髄性白血病
C 6 7	膀胱の悪性新生物	C 9 3	単球性白血病
C 6 8	その他および部位不明の尿路の悪性新生物	C 9 4	細胞型の明示されたその他の白血病
C 6 9	眼および付属器の悪性新生物	C 9 5	細胞型不明の白血病
C 7 0	髄膜の悪性新生物	C 9 6	リンパ組織、造血組織および関連組織のその他および詳細不明の悪性新生物
C 7 1	脳の悪性新生物	C 9 7	独立した（原発性）多部位の悪性新生物
C 7 2	脊髄、脳神経およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	D 0 0	口腔、食道および胃の上皮内癌
C 7 3	甲状腺の悪性新生物	D 0 1	その他および部位不明の消化器の上皮内癌
C 7 4	副腎の悪性新生物	D 0 2	中耳および呼吸器系の上皮内癌
C 7 5	その他の内分泌腺および関連組織の悪性新生物	D 0 3	上皮内黒色腫
C 7 6	その他および部位不明確の悪性新生物	D 0 4	皮膚の上皮内癌
C 7 7	リンパ節の続発性および部位不明の悪性新生物	D 0 5	乳房の上皮内癌
C 7 8	呼吸器および消化器の続発性悪性新生物	D 0 6	子宮頸(部)の上皮内癌
C 7 9	その他の部位の続発性悪性新生物	D 0 7	その他および部位不明の生殖器の上皮内癌
C 8 0	部位の明示されない悪性新生物	D 0 9	その他および部位不明の上皮内癌
C 8 1	ホジキン〈Hodgkin〉病	D 4 5	真正赤血球増加症〈多血症〉
C 8 2	ろ〈濾〉胞性〔結節性〕非ホジキン〈non-Hodgkin〉リンパ腫	D 4 6	骨髄異形成症候群
C 8 3	びまん性非ホジキン〈non-Hodgkin〉リンパ腫	D47.1	リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)のうち、
C 8 4	末梢性および皮膚T細胞リンパ腫	D47.3	慢性骨髄増殖性疾患および本態性(出血性)血小板血症
C 8 5	非ホジキン〈non-Hodgkin〉リンパ腫のその他および詳細不明の型		

2 前項において「がん」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいう。

新生物の性状を表す第5桁コード

コード番号	
/ 2	上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
/ 3	悪性、原発部位
/ 6	悪性、転移部位 悪性、続発部位
/ 9	悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表第5

対象となる心・脳疾患の定義

第2条（事業）第8項に定める「心・脳疾患」とは、次により定義される疾病であり、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」において「虚血性心疾患」および「脳血管疾患」に分類されている疾病で次の基本分類コードに規定されるものとする。

疾病名	疾病の定義	分類項目	基本分類表番号
心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (2) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇 (3) 典型的な胸部痛の病歴	虚血性心疾患（I 20～I 25）のうち、 急性心筋梗塞 再発性心筋梗塞	I 2 1 I 2 2
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病	脳血管疾患（I 60～I 69）のうち、 (1) くも膜下出血 (2) 脳内出血 (3) 脳梗塞	I 6 0 I 6 1 I 6 3

別表第6

先進医療および先進医療共済金

- 1 第2条（事業）第9項に定める「先進医療」とは、療養を受けた時点において、公的医療保険制度の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限る。）をいう。

療養を受けた日現在、公的医療保険制度の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除くものとする。

- 2 第80条（先進医療共済金）、第85条の9（がん先進医療共済金）および第85条の18（心・脳疾患先進医療共済金）に定める先進医療共済金、がん先進医療共済金および心・脳疾患先進医療共済金は、被共済者が受けた先進医療の技術にかかる費用に応じて、実施規則に定める共済契約の型ごとに、次表により算定した金額とする。

先進医療共済金の額	
先進医療の技術にかかる費用の額	左記の額の1万円未満の端数を切り上げ、1万円単位とした金額。ただし、同一の先進医療（先進医療技術名が同一であるものをいう）における支払いは先進医療特約共済金額を限度とし、新がん特約または新心・脳疾患特約により構成される共済契約の型を付帯されている場合は、先進医療特約共済金額に新がん特約先進医療共済金額または新心・脳疾患特約先進医療共済金額を合算した金額を限度とする。

別表第7

対象となる疾病による身体障害の状態

第2条（事業）第10項に定める「対象となる疾病による身体障害の状態」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 1 上肢および1 下肢の用を全く永久に失ったもの
- (2) 恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの
- (3) 心臓に人工弁を置換したもの
- (4) 腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたもの
- (5) 呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの
- (6) ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設したもの
- (7) 直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの

(備 考)

1 上・下肢の障害

- (1) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものを行い、上肢の完全運動麻痺、または3大関節（肩関節、ひじ関節および手関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいう。この場合、「上肢の用を全く永久に失ったもの」には、上肢を手関節以上で失った場合を含む。
- (2) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものを行い、下肢の完全運動麻痺、または3大関節（また関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいう。この場合、「下肢の用を全く永久に失ったもの」には、下肢を足関節以上で失った場合を含む。

2 恒久的心臓ペースメーカーの装着

「恒久的心臓ペースメーカー」とは、手術後などに体外において一時的に使用するものではなく、皮下に植え込んで電気刺激を出し続けるものをいい、次の場合は心臓ペースメーカーを装着しても支払事由に該当しないものとする。

- (1) 心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合。
- (2) すでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたは付属品を交換する場合。

3 人工弁の置換

「人工弁」とは、機能が低下した弁膜の代用として、心臓内に移植するために人工的に作られた弁膜を行い、生体弁の移植を含むものとする。ただし、人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除く。

4 腎臓の機能の障害

「腎臓の機能を全く永久に失い」とは、腎機能検査において内因性クレアチンクリアランス値が30ml／分未満または血清クレアチン濃度が 3.0mg／dl以上で回復の見込のない場合をいう。この場合、腎機能検査の結果は、人工透析法または腎移植の実施前のものによる。

5 人工透析法

「人工透析法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいう。ただし、一時的な人工透析療法および腎移植後の人工透析療法を除く。

6 腎移植

「腎移植」とは、腎機能の回復の見込がないときに、他人から健康な腎臓の提供を受ける治療をいい、自家腎移植および再移植を除く。

7 呼吸器の機能の障害

「呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し」とは、予測肺活量1秒率が20%以下または動脈血酸素分圧が55Torr以下で、歩行動作が著しく制限され、回復の見込のない場合をいう。

8 酸素療法

「酸素療法を受けたもの」とは、日常かつ継続的に行うことが必要と医師が認める酸素療法を、その開始日から起算して 180日間継続して受けたものをいう。

9 人工ぼうこう

「人工ぼうこう」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいう。

10 直腸の切断

「直腸を切断し」とは、直腸および肛門を一塊として摘出した場合をいう。

11 人工肛門

「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいう。

□生款□

別表第8

公的医療保険制度

第2条（事業）第11項に定める「公的医療保険制度」とは、次の各号のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいう。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

生命共済事業実施規則

第 1 章 契約規定

(総 則)

第 1 条 この全国生活協同組合連合会（以下「会」という。）は、生命共済事業規約（以下「規約」という。）第98条（実施規則）の定めにより、この規則を定める。

(共済契約の型および継続契約の型)

第 2 条 共済契約申込者は、その属する会員の所在地および被共済者となる者の申込日または更新する前日における年齢に応じて、次のいずれか一の型の共済契約についてのみ締結することができるものとする。

なお、総合保障 1 型を除くいずれの型においても、被共済者が満60歳となり共済期間満了の日を迎えた場合において、共済契約者が当該満了の日の 1 か月前までに更新しない意思または共済契約の型の変更の申し出をこの会に通知しなかったときは、当該満了の日（第 6 号に定める共済契約の型については、組み合わせた入院保障 2 型の共済期間満了の日）の翌日から第 3 項に定める共済契約に更新して満65歳となり最初に迎える共済契約満了の日まで継続するものとする。

(1) 総合保障 1 型

満15歳以上満65歳未満の被共済者（満60歳以上の被共済者は継続契約）を対象とし、この会が行う傷害共済事業と次のように組み合わせた共済契約の型とする。

生命共済事業						傷害共済事業	
基本 契約	災害特約		疾病入院 特約	交通災害特約		基 本 契 約	
	死亡	障害		死亡	障害	入院	通院
20口	20口	20口	22.5口	10口	13口	25口	7.5口

(2) 総合保障 2 型

満15歳以上満60歳未満の被共済者を対象とし、口数が前号に定める総合保障 1 型の各 2 倍となる組み合わせの共済契約の型とする。

(3) 総合保障 3 型

満15歳以上満60歳未満の被共済者を対象とし、口数が第 1 号に定める総合保障 1 型の各 3 倍となる組み合わせの共済契約の型とする。

(4) 総合保障 4 型

満15歳以上満60歳未満の被共済者を対象とし、口数が第 1 号に定める総合保障 1 型

□生款□

の各4倍となる組み合わせの共済契約の型とする。

(5) 入院保障2型

満15歳以上満60歳未満の被共済者を対象とし、この会が行う傷害共済事業と次のように組み合わせた共済契約の型とする。

生命共済事業					傷害共済事業	
基本 契約	災害特約	疾病入 院特約	手術 特約	先進医 療特約	基本契約	
	入院				入院	通院
1口	25口	100口	1口	15口	75口	15口

(6) 総合保障1型+入院保障2型

満15歳以上満60歳未満の被共済者を対象とし、第1号に定める総合保障1型と前号に定める入院保障2型を組み合わせた共済契約の型とする。

(7) 総合保障2型+入院保障2型

満15歳以上満60歳未満の被共済者を対象とし、第2号に定める総合保障2型と第5号に定める入院保障2型を組み合わせた共済契約の型とする。

- 2 共済契約者は、初めて共済契約（この会が行う子供生命共済事業にかかる共済契約を含む。）を締結してから1年経過し、かつ、前項第4号および第7号の被共済者に限り、次の型に切り替えて契約を締結することができるものとする。

（生命共済6型）

満15歳以上満60歳未満の被共済者を対象とし、この会の行う傷害共済事業と次のように組み合わせた共済契約の型とする。

生命共済事業						傷害共済事業	
基本 契約	災害特約		疾病入院 特約	交通災害特約		基本契約	
	死亡	障害		死亡	障害	入院	通院
137口	43口	70口	125口	40口	45口	125口	30口

- 3 第1項第2号および第4号並びに第5号の被共済者が満60歳となり共済期間満了の日の翌日から満65歳となり最初に迎える共済契約満了の日まで、第1項各号と同一名称の次の各号の型により共済契約を継続するものとする。なお、第1項第3号の被共済者は、第1項第2号の総合保障2型と同一の条件で継続するものとし、前項の被共済者は、第1項第4号の総合保障4型と同一の条件で継続するものとする。

また、第1項第6号および第1項第7号の被共済者が満60歳となり共済期間満了の日（第1項第6号に定める共済契約の型については、組み合わせた入院保障2型の共済期間満了の日）の翌日から満65歳となり最初に迎える共済契約満了の日まで、第1項第6号の被共済者は、第4号に定める共済契約の型により共済契約を継続するものとし、第

1 項第 7 号の被共済者は、第 5 号に定める共済契約の型により継続するものとする。

なお、第 1 項各号または第 2 項に定める共済契約の型を締結していない共済契約申込者についても、その属する会員の所在地および被共済者となる者の申込日または更新する前日における年齢に応じて、第 4 号を除く次のいずれか一の型の共済契約についてのみ締結できるものとする。ただし、この会の熟年生命共済事業規約および熟年生命共済事業実施規則の定めるところによる共済契約と重複して締結することはできないものとする。

被共済者が満 65 歳となり共済期間満了の日を迎えた場合において、共済契約者が当該満了の 1 か月前までに更新しない意思または共済契約の型の変更の申し出をこの会に通知しなかったときは、当該満了の日の翌日からは、この会の熟年生命共済事業規約および熟年生命共済事業実施規則の定めるところによる共済契約に継続するものとする。

(1) 総合保障 2 型

満 60 歳以上満 65 歳未満の被共済者を対象とし、この会の行う熟年生命共済事業と次のように組み合わせた共済契約の型とする。

生命共済事業				熟年生命共済事業					
基本 契約	疾病入 院特約	交通災害特約		基本 契約	災害特約				疾病入 院特約
		死亡	障害		死亡	障害	入院	通院	
21口	32口	17口	20口	2口	30口	30口	50口	15口	13口

(2) 総合保障 4 型

満 60 歳以上満 65 歳未満の被共済者を対象とし、口数が第 1 号に定める総合保障 2 型の各 2 倍となる組み合わせの共済契約の型とする。

(3) 入院保障 2 型

満 60 歳以上満 65 歳未満の被共済者を対象とし、この会の行う熟年生命共済事業と次のように組み合わせた共済契約の型とする。

生命共済事業				熟年生命共済事業					
基本 契約	疾病入 院特約	手術 特約	先進医 療特約	基本 契約	災害特約		疾病入 院特約	手術 特約	先進医 療特約
					入院	通院			
0.4口	50口	0.2口	5.5口	0.1口	75口	15口	25口	0.2口	2口

(4) 総合保障 1 型＋入院保障 2 型

満 60 歳以上満 65 歳未満の被共済者を対象とし、第 1 項第 1 号に定める総合保障 1 型と前号に定める入院保障 2 型を組み合わせた共済契約の型とする。

(5) 総合保障 2 型＋入院保障 2 型

満 60 歳以上満 65 歳未満の被共済者を対象とし、第 1 号に定める総合保障 2 型と第 3

□生款□

号に定める入院保障2型を組み合わせた共済契約の型とする。

4 共済契約者は、第1項各号および第2項の共済契約に付帯して、次のいずれか一の特約の型を締結することができるものとする。

(1) 新がん1型特約

満15歳以上満60歳未満の被共済者を対象とし、次のように組み合わせた特約の型とする。

新 がん 特 約				
診断	入院	通院	手術	先進医療
5口	50口	25口	2口	15口

(2) 新がん2型特約

満15歳以上満60歳未満の被共済者を対象とし、口数が前号に定める新がん1型特約の各2倍となる組み合わせの特約の型とする。

(3) 新三大疾病1.2型特約

満15歳以上満60歳未満の被共済者を対象とし、次のように組み合わせた特約の型とする。

新 がん 特 約					新心・脳疾患特約		
診断	入院	通院	手術	先進医療	入院	手術	先進医療
5口	50口	25口	2口	15口	50口	2口	15口

(4) 新三大疾病2.4型特約

満15歳以上満60歳未満の被共済者を対象とし、口数が前号に定める新三大疾病1.2型特約の各2倍となる組み合わせの特約の型とする。

5 前項に定める特約の型にかかる被共済者が満60歳となり共済期間満了の日を迎えた場合において、共済契約者が当該満了の日の1か月前までに更新しない意思または特約の型の変更をこの会に通知しなかったときは、当該満了の日の翌日から前項各号と同一名称の次の各号の特約の型に更新して継続するものとする。

また、前項各号の特約の型を締結していない第3項の共済契約者についても次のいずれか一の特約の型を締結できるものとする。

ただし、総合保障1型に次の各号の特約の型を締結している者を除き、被共済者が満65歳となり共済期間満了の日を迎えた場合において、共済契約者が当該満了の1か月前までに更新しない意思または特約の型の変更の申し出をこの会に通知しなかったときは、当該満了の日の翌日からは、この会の熟年生命共済事業規約および熟年生命共済事業実施規則の定めるところによる特約の型に継続するものとする。

(1) 新がん1型特約

満60歳以上満65歳未満の被共済者を対象とし、次のように組み合わせた特約の型と

する。

新 がん 特 約				
診断	入院	通院	手術	先進医療
2.5口	25口	15口	1口	10口

(2) 新がん2型特約

満60歳以上満65歳未満の被共済者を対象とし、口数が前号に定める新がん1型特約の各2倍となる組み合わせの特約の型とする。

(3) 新三大疾病1.2型特約

満60歳以上満65歳未満の被共済者を対象とし、次のように組み合わせた特約の型とする。

新 がん 特 約					新心・脳疾患特約		
診断	入院	通院	手術	先進医療	入院	手術	先進医療
2.5口	25口	15口	1口	10口	25口	1口	10口

(4) 新三大疾病2.4型特約

満60歳以上満65歳未満の被共済者を対象とし、口数が前号に定める新三大疾病1.2型特約の各2倍となる組み合わせの特約の型とする。

6 共済契約者は、第1項各号および第2項の共済契約に付帯して、次のいずれか一の特約の型を締結することができるものとする。

ただし、被共済者が満60歳となり共済期間満了の日を迎えた場合において、共済契約者が当該満了の日の1か月前までに更新しない意思をこの会に通知しなかったときは、当該満了の日の翌日から長期医療0.5型特約に更新して継続するものとする。

(1) 長期医療0.5型特約

満15歳以上満65歳未満の被共済者（満60歳以上の被共済者は継続契約）を対象とし、次のように組み合わせた特約の型とする。

重度障害割増特約	手術特約	長期入院特約
5口	1口	30口

(2) 長期医療1型特約

満15歳以上満60歳未満の被共済者を対象とし、口数が前号に定める長期医療0.5型特約の各2倍となる組み合わせの特約の型とする。

7 共済契約者は、第1項各号および第2項の共済契約に付帯して、次の医療1型特約を締結することができるものとする。

(医療1型特約)

満15歳以上満60歳未満の被共済者を対象とし、次のように組み合わせた特約の型とする。

入院一時金特約	手術特約	在宅療養特約	先進医療特約	疾病障害特約
2口	2口	4口	15口	10口

□生款□

8 前項に定める特約の型にかかる被共済者が満60歳となり共済期間満了の日を迎えた場合において、共済契約者が当該満了の日の1か月前までに更新しない意思または特約の型の変更をこの会に通知しなかったときは、当該満了の日の翌日から、次の医療1型特約に更新して継続するものとする。

また、前項の特約の型を締結していない第3項の共済契約者についても次の医療1型特約を締結できるものとする。

なお、総合保障1型に次の医療1型特約を締結している者を除き、被共済者が満65歳となり共済期間満了の日を迎えた場合において、共済契約者が当該満了の1か月前までに更新しない意思または特約の型の変更の申し出をこの会に通知しなかったときは、当該満了の日の翌日からは、この会の熟年生命共済事業規約および熟年生命共済事業実施規則の定めるところによる、医療型特約に継続するものとする。

(1) 医療1型特約

満60歳以上満65歳未満の被共済者を対象とし、この会の行う熟年生命共済事業と次のように組み合わせた特約の型とする。

生命共済事業					熟年生命共済事業				
入院一時金特約	手術特約	在宅療養特約	先進医療特約	疾病障害特約	入院一時金特約	手術特約	在宅療養特約	先進医療特約	疾病障害特約
1口	0.7口	2口	7.5口	5口	1口	0.5口	2口	2.5口	5口

9 この条に定める共済契約の型において、生命共済事業と熟年生命共済事業または傷害共済事業における取扱いが異なる場合は、生命共済事業における取扱いを優先するものとする。

10 規約第9条の2（共済契約の変更および更改）第1項に定める「共済契約の型」とは、第1項から第8項に定める、それぞれの共済契約の型をいう。

(効力開始に関する特約の付帯)

第2条の2 共済契約者は、この会の指定する方法に限り、前条（共済契約の型および継続契約の型）第1項および第3項から第8項までに定める共済契約に付帯して、効力開始日特約を締結することができるものとする。

(更改における取扱い)

第3条 規約第9条の2（共済契約の変更および更改）第2項の「更改」とは、第2条（共済契約の型および継続契約の型）第1項から第3項までに定める共済契約の型における、該当する共済契約の型の変更をいう。

2 更改契約が規約第12条（共済契約の無効）第1項第1号または第2号の規定により、無効となったときは、更改はなかったものとする。

3 更改契約が規約第12条の2（共済契約の取消し）第1項の規定により、取り消された

ときは、更改はなかったものとする。

- 4 更改契約が規約第13条（告知義務違反による解除）第1項の規定により解除されたときは、解除の効力が生じた日の翌日から、次の各号に定める共済契約の型に更改されたものとみなすことができる。

ただし、共済契約者がこれと異なる意思を表示したときは、この限りでない。なおこの場合、共済契約者が、次の各号と異なる内容で共済契約の継続を希望したときは、この会の承諾を要する。

- (1) 更改契約と被更改契約の共済掛金額が同額の場合は、被更改契約と同じ共済契約の型
 - (2) 更改契約と被更改契約の共済掛金額が異なる場合、いずれか低い共済掛金額と同額の、被更改契約と構成する口数の割合が同じ型の共済契約があるときは、その共済契約の型
 - (3) 前号の場合において、該当する共済契約の型がないときは、更改契約または被更改契約のうち、いずれか低い共済掛金額の共済契約の型
 - (4) 前3号の規定にかかわらず、第2条（共済契約の型および継続契約の型）第1項第4号または第2項の共済契約の型から同条第1項第6号の共済契約の型への更改において、更改契約が解除されたときは、同条第1項第2号の共済契約の型、同条第1項第6号の共済契約の型から同条第1項第2号の共済契約の型への更改において、更改契約が解除されたときは、同条第1項第5号の共済契約の型、同条第3項第2号の共済契約の型から同条第3項第4号の共済契約の型への更改において、更改契約が解除されたときは、同条第3項第1号の共済契約の型、同条第3項第4号の共済契約の型から同条第3項第1号の共済契約の型への更改において、更改契約が解除されたときは、同条第3項第3号の共済契約の型
- 5 更改契約が規約第13条（告知義務違反による解除）第1項の規定により解除され、共済金の支払事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明できないときは、次の各号に定める共済契約の型による共済金を支払うことができるものとする。

- (1) 更改契約と被更改契約の共済掛金額が同額の場合は、共済金額のいずれか低い共済契約の共済金額
- (2) 更改契約と被更改契約の共済掛金額が異なる場合、いずれか低い共済掛金額と同額の、更改契約または被更改契約と構成する口数の割合が同じ型の共済契約における、共済金額のいずれか低い共済契約の共済金額
- (3) 前号の場合において、該当する契約の型がないときは、更改契約または被更改契約のうち、共済金額のいずれか低い共済契約の共済金額

（共済契約申込みの日）

第4条 規約第4条（被共済者の範囲）第1項の「共済契約申込みの日」とは、共済契

□生款□

約申込者が共済契約申込書をこの会もしくはこの会の会員の事務所（以下「この会の事務所等」という。）またはこの会の指定する場所に実際に提出した日をいい、次の各号のいずれかによるものとする。ただし、インターネットを利用して共済契約の申込みを行う場合は、第39条（インターネット利用に関する規定）の定めによるものとする。

- (1) この会の指定する金融機関に提出したときは、その日の金融機関の受付印
- (2) この会の事務所等に持参したときは、その日の受付印
- (3) この会の事務所等に郵送したときは、その日の郵便局の引受日付印

（健康で正常に日常生活を営んでいる者等の範囲）

第 5 条 共済契約申込みの当時において、病気またはケガのため休業等している者であっても、単なる風邪や疲労などによる軽度の状態による場合は、規約第4条（被共済者の範囲）第1項の「健康で正常に日常生活を営んでいる者または健康で正常に就業している者」とみなすものとする。

（健康で正常に日常生活を営んでいる者等でない者を被共済者とする場合）

第 6 条 規約第4条（被共済者の範囲）第3項本文の「実施規則に定める場合」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 共済契約者が共済期間の満了する共済契約を更新して継続しようとする場合
 - (2) この会の子供生命共済事業に基づく共済契約の被共済者
- 2 前項第2号に定める者が契約できる共済契約の型は、第2条（共済契約の型および継続契約の型）第1項第1号および第2号、ならびに第5号に定めるものとする。

（子供生命共済から継続する契約の増口）

第 7 条 規約第4条（被共済者の範囲）第3項ただし書きの「実施規則に定める場合」とは、次に掲げるものとし、かつ、この会が認めたときとする。

- (1) 子供生命共済事業実施規則第2条（共済契約の型）における子供1型の被共済者が、共済期間の満了する共済契約を継続しようとする場合において、第2条（共済契約の型および継続契約の型）第1項第2号の総合保障2型への増口
- (2) 子供生命共済事業実施規則第2条（共済契約の型）における子供2型の被共済者が、共済期間の満了する共済契約を継続しようとする場合において、第2条（共済契約の型および継続契約の型）第1項第5号の入院保障2型への増口

（共済金受取人の取扱い）

第 8 条 規約第5条（共済金受取人）第1項による共済金受取人の取扱いにおいて、同一の世帯に属する者とは、住民票によって共済契約者と同一住所に居住していると認められる者とする。

ただし、勤務、修学、療養等の事情によって共済契約者と住居を異にしていると判断

される場合には、その者も同一の世帯に属する者として取り扱うことができるものとする。

(死亡共済金受取人または指定代理請求人について)

第 9 条 規約第 9 条の 2 (共済契約の変更および更改) 第 2 項に定める被更改契約において、死亡共済金の受取人または指定代理請求人の指定または変更がなされている場合は、共済契約者から変更または取り消しの通知があり、この会の承認を受けた場合を除き、更改契約においても効力を継続するものとする。

2 規約第 9 条の 2 (共済契約の変更および更改) 第 2 項に定める更改契約において、死亡共済金の受取人または指定代理請求人の指定または変更がなされている場合で、第 3 条 (更改における取扱い) 第 2 項または第 3 項により、更改がなかったものとされる場合、または同条第 4 項により、更改されたものとみなされる場合も、前項と同様とする。

(効力が生じた日の定義)

第 10 条 規約およびこの規則において、「効力が生じた日」とは、共済契約が更新または更改された場合において、規約およびこの規則に特に定めがないときには、基本契約または当該特約の効力が初めて生じた日をいうものとする。

2 前項に規定する「共済契約が更新された場合」には、この会が行う子供生命共済事業にかかる共済契約から継続する場合を含むものとする。

3 規約第 13 条 (告知義務違反による解除) 第 3 項第 5 号、第 24 条 (基本契約共済金を支払わない場合) 第 2 項および第 61 条 (手術特約共済金を支払わない場合) 第 2 項並びにこの規則第 26 条 (疾病の定義) 第 1 項第 2 号および第 31 条 (手術の定義) 第 4 項の「効力が生じた日」とは、規約第 8 条 (共済契約の成立) 第 5 項 (規約第 9 条の 2 (共済契約の変更および更改) 第 1 項において準用する場合を含む。) に定める「契約日」とする。

4 規約第 24 条 (基本契約共済金を支払わない場合) 第 1 項第 3 号の「効力が生じた日」とは、契約の更改の場合を除き、規約第 8 条 (共済契約の成立) 第 5 項 (規約第 9 条の 2 (共済契約の変更および更改) 第 1 項において準用する場合を含む。) に定める「契約日」とする。

5 第 3 項および第 4 項の規定にかかわらず、効力開始日特約が適用された場合には、規約第 13 条 (告知義務違反による解除) 第 3 項第 5 号、第 24 条 (基本契約共済金を支払わない場合) 第 1 項第 3 号および第 61 条 (手術特約共済金を支払わない場合) 第 2 項並びにこの規則第 26 条 (疾病の定義) 第 1 項第 2 号および第 31 条 (手術の定義) 第 4 項の「効力が生じた日」とは、規約第 85 条の 21 (効力開始に関する特約が適用された共済契約の効力が生ずる日) 第 1 項に定める「契約日」とする。また、規約第 24 条 (基本契約共済金を支払わない場合) 第 2 項の「被更改契約の効力が生じた日」とは、規約第 85 条の 21 (効力開始に関する特約が適用された共済契約の効力が生ずる日) 第 1 項に定める

□生款□

「契約日」とし、規約第24条（基本契約共済金を支払わない場合）第2項の「更改契約の効力が生じた日」とは、規約第8条（共済契約の成立）第5項に定める「契約日」とする。

（効力発生前の共済事故について）

- 第11条 規約第8条（共済契約の成立）第5項ただし書きの規定については、子供生命共済から継続する契約となる、満18歳の保障継続については適用しないものとする。
- 2 継続前の共済契約と継続後の共済契約については、重複して保障しないものとする。この場合においては、継続前の共済契約にて保障するものとする。

（共済契約の存続を困難とする重大な事由について）

- 第12条 規約第9条（共済契約の更新）第2項第5号に定める「共済契約の存続を困難とする重大な事由」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 被共済者が医学的な観点から判断し不必要な入通院を繰り返している場合
 - (2) 被共済者が入通院が必要となる程度の傷害をもたらす外力が加わったことが判然としない事故を繰り返している場合
 - (3) 被共済者が事故によるものであることが判然としない入通院を繰り返している場合
 - (4) 共済契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、この会に対して共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとした場合
 - (5) その他、この会の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損なわせる前4号までのいずれかに相当する程度の事由があると認められる場合

（共済契約の型の特例）

- 第13条 この会は、共済契約申込みの日において、被共済者の年齢が満15歳以上満60歳未満である場合には、基本契約の効力が生ずる日において、被共済者の年齢が満60歳であっても、第2条（共済契約の型および継続契約の型）第1項に定める共済契約の型を締結することができるものとする。ただし、同項第1号および第6号を除き、共済契約の効力が生ずる日が当該共済契約申込みの日の属する事業年度の翌事業年度に属する場合には、同条第3項に定める共済契約の型を締結するものとする。

なお、特約の型の付帯についても同様とする。

- 2 この会は、共済契約申込みの日において、被共済者の年齢が満60歳以上満65歳未満である場合には、基本契約の効力が生ずる日において、被共済者の年齢が満65歳であっても、第2条（共済契約の型および継続契約の型）第3項第1号から第3号および第5号に定めるいずれか一の共済契約の型を締結することができるものとする。ただし、共済契約の効力が生ずる日が当該共済契約申込みの日の属する事業年度の翌事業年度に属する場合には、この会の熟年生命共済事業にかかる共済契約の型を締結するものとする。

なお、特約の型の付帯についても同様とする。

- 3 前2項において、効力開始日特約が適用された場合には、前2項の「基本契約の効力が生ずる日」および「共済契約の効力が生ずる日」とは、規約第85条の21（効力開始に関する特約が適用された共済契約の効力が生ずる日）第1項に定める「契約日」とする。

（解除の原因を知ったとき等）

第14条 規約第13条（告知義務違反による解除）第3項第4号の「解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日」とは、この会が同条第1項の事由を文書等により確認した日をいうものとする。

- 2 規約第13条（告知義務違反による解除）第3項第5号の「共済金の支払事由が生じなかったとき」とは、基本契約または各特約の効力が生じる前に存した原因により共済金が支払われないときを含まないものとする。

（共済金支払請求の場合の提出書類）

第15条 規約第17条（共済金の支払請求）第2項に定める「共済金支払請求の場合の提出書類」とは、別表第1「共済金支払請求の場合の提出書類」に掲げるものとする。

（入院が重複する場合）

第16条 規約第18条の2（入院共済金等の取扱い）第1項ただし書きに規定する「実施規則に定める場合」とは、次の各号における入院の期間が重複する場合とする。

- (1) 疾病入院共済金が支払われる入院とがん入院共済金が支払われる入院
- (2) 疾病入院共済金が支払われる入院と心・脳疾患入院共済金が支払われる入院
- (3) 疾病長期入院共済金が支払われる入院とがん入院共済金が支払われる入院
- (4) 疾病長期入院共済金が支払われる入院と心・脳疾患入院共済金が支払われる入院

（共済金を削減する場合）

第17条 この会は、規約第20条（共済金を削減する場合）の規定により共済金を削減するときは、理事会の議決を経て実施するものとする。

（障害の認定）

第18条 この会は、規約第23条（基本契約共済金）に定める重度障害共済金、第28条（災害障害共済金）に定める災害障害共済金および第36条の5（交通災害障害共済金）に定める交通災害障害共済金の規定により共済金を支払う場合において、身体障害の状態が確定するまで障害認定の決定を延期することができるものとする。

- 2 規約別表第3「身体障害等級別支払割合表」に定める「身体障害」の等級の認定に当たっては、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号）第14条（障害等級等）など、労働者災害補償保険における障害等級の認定方法を準用するもの

□生款□

とする。

(この会が共済金を支払うことを不適當と認めるもの)

第19条 規約において、「犯罪行為で、この会が共済金を支払うことを不適當と認めるもの」とは、反社会性の高い犯罪行為によるものとする。

2 規約において、「私闘で、この会が共済金を支払うことを不適當と認めるもの」とは、決闘などの犯罪行為に準ずる闘争行為によるものとする。

(日本国内の定義)

第20条 この規則において、「日本国内」とは、日本国家の領土主権の及ぶ領土、領海および領空をいうものとする。

2 前項の「領海」とは、干潮時における海岸線を基点として12海里の沖合までの海域をいい、「領空」とは、領土および領海の上空をいうものとする。

ただし、国内旅客定期航路事業の船舶の場合にあっては、その航路の全域を領海とみなす。国内定期航空運送事業の旅客機もこれに準ずる。

また、国外航路の場合は、当該船舶または航空機が日本の領海または領空にある間に限定して日本国内とする。

(病院、診療所等の定義)

第21条 規約において、「病院、診療所等」とは、次に掲げるものをいうものとする。

(1) 医療法に定める日本国内にある病院または診療所(ただし、入院の場合には、患者を収容する施設を有する診療所とする)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設並びに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれないものとする。

(2) 柔道整復師法に定める日本国内にある施術所

(3) この会が第1号の病院または診療所と同等と認めた日本国外の施設

(入院および通院の定義)

第22条 規約において、「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含む。以下同じ。)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため前条(病院、診療所等の定義)に規定する病院、診療所等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいう。なお、自宅等での療養や通院での治療が可能であるにもかかわらず入院している場合および美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、妊娠を直接の目的とした不妊治療(人工授精、体外受精、顕微授精等)、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院等は、この「入院」に該当しないものとする。

2 前項において、入院日と退院日が同日の場合には入院日数を1日とし、入院の認定は

入院料支払いの有無などを参考として判断するものとする。

- 3 規約において、「通院」（規約第85条の7（がん通院共済金）に定める通院を除く）とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため前条（病院、診療所等の定義）に規定する病院、診療所等において医師による治療を入院によらないで受けることをいう。なお、平常の生活もしくは業務に支障がない程度に回復した時以降の通院、または医師が通院しなくても差し支えないと認定した時以降の通院は、この「通院」に該当しないものとする。

（プレート抜去の入院等）

第23条 この会は、共済期間内に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日経過後に開始されたプレート抜去、植皮術または瘢痕形成のための共済期間（共済契約が熟年生命共済事業へ継続される場合にはその共済期間を含む。）内の入院、手術および在宅療養について、規約第29条（災害入院共済金）第1項、第60条（手術共済金）第2項、第64条（災害長期入院共済金）第1項、および第76条（在宅療養共済金）第1項の規定における、その事故の日における共済事故として取り扱うことができるものとする。

（他覚症状の定義）

第24条 規約において、「他覚症状」とは、神経学的検査、画像診断（検査）または脳波検査等の結果により、客観的、かつ医学的（器質的、神経学的）に異常所見（不慮の事故を原因とする場合は外傷性異常所見）の証明がなされている状態とし、患者自身の自覚（疼痛等）は含まないものとする。

（薬物依存の定義）

第25条 規約において、「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定される内容によるものとし、「薬物」には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含むものとする。

（疾病の定義）

第26条 規約第35条（疾病入院共済金）第1項、第60条（手術共済金）第1項および第65条（疾病長期入院共済金）第1項に定める「疾病」は、次に掲げるものを含むものとする。

- (1) 帝王切開、切迫早産、切迫流産、妊娠悪阻等の妊娠または分娩に伴う異常があり、公的医療保険制度の適用を受けたもの
- (2) 疾病入院特約、長期入院特約および入院一時金特約の効力が生じた日から満1年を経過した日以後に生体臓器または骨髄移植のためドナーとなり臓器または骨髄を提供する場合
- (3) 規約別表第2「対象となる不慮の事故」に規定する不慮の事故以外の外因によるも

□生款□

の

(4) 共済期間内に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180日経過後に開始したもの

- 2 規約第35条（疾病入院共済金）第1項および第65条（疾病長期入院共済金）第1項に定める「同一の疾病」とは、医学上重要な関係にある一連の病気をいい、病名を異にする場合であっても、その発生に重要な関係があると認められるときは、これを同一の疾病として取り扱うものとする。

（審査委員会の組織および運営）

第27条 規約第86条（異議の申立ておよび審査委員会）第4項の「審査委員会の組織および運営に関し必要な事項」は、「審査委員会運営規則」に定めるものとする。

（視力を全く永久に失ったもの等の定義）

第28条 規約別表第1「重度障害の範囲」の「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいう。なお、視力の測定に当たっては、万国式視力表により、1眼ずつ矯正視力について測定するものとする。

ただし、視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなさない。

- 2 規約別表第1「重度障害の範囲」の「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合

(2) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合

(3) 声帯全部の摘出により、発音が不能な場合

- 3 規約別表第1「重度障害の範囲」の「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいう。

- 4 規約別表第1「重度障害の範囲」の「終身常時介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便、排尿、その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいう。

- 5 規約別表第1「重度障害の範囲」の「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいう。

（がんの治療終了の定義）

第29条 規約第85条の5（がん診断共済金）から第85条の9（がん先進医療共済金）までに定める「がんの治療終了」とは、投薬を含む治療行為の終了をいい、その後の定期

検査および経過観察期間は含まないものとする。

(新がん特約の効力が生じた日の定義)

第30条 規約第85条の5（がん診断共済金）から第85条の9（がん先進医療共済金）までに定める「特約の効力が生じた日」とは、当該特約の初回掛金の払込みの日の翌日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、効力開始日特約が適用された場合には、規約第85条の5（がん診断共済金）から第85条の9（がん先進医療共済金）までに定める「特約の効力が生じた日」とは、規約第85条の21（効力開始に関する特約が適用された共済契約の効力が生ずる日）第1項に定める「申込みの日の翌日」とする。

(手術の定義)

第31条 規約において、「手術」とは、器械・器具を用いて生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合等の操作を加えることをいうものとし、吸引、穿刺などの処置および神経ブロック並びに美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、妊娠を直接の目的とした不妊治療（人工授精、体外受精、顕微授精等）、視力矯正手術（レーシック等）、輸血、診断・検査のための手術等を含まないものとする

- 2 前項の規定にかかわらず、新生物根治放射線照射（新生物の治療を目的として、50グレイ以上の放射線を照射するものをいい、一連の照射をもって1回とし、かつ、1回を限度とする。）については、1口当たり25,000円の手術共済金を支払うものとする。

ただし、規約第85条の8（がん手術共済金）第1項においては、規約第2条（事業）第7項に定める「がん」の根治放射線照射に限るものとする。

- 3 ガンマナイフ等による定位放射線治療または密封小線源療法放射線治療（一連の治療をもって1回とし、かつ、1回を限度とする。）については、1口当たり25,000円の手術共済金を支払うものとする。

ただし、規約第85条の8（がん手術共済金）第1項においては、規約第2条（事業）第7項に定める「がん」の放射線治療に限るものとする。

- 4 第1項の規定にかかわらず、手術特約の効力が生じた日から満2年を経過した日以後に妊娠を直接の目的とした特定不妊治療（体外受精または顕微授精）の過程で受けた採卵、胚移植または精巣からの採精については、公的医療保険制度の適用を受けたもの限り、1口当たり25,000円の手術共済金を、共済事業規約の別にかかわらず、同一の被共済者につき通算して1回を限度として支払うものとする。

- 5 規約第60条（手術共済金）第3項、第85条の8（がん手術共済金）第1項および第85条の17（心・脳疾患手術共済金）の「同時に2種類以上の手術を受けた場合」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 1回の手術（手術を開始してから終了するまでの一連の作業）の中で、複数種類の手術が行われたとき

□生款□

(2) 1日(同じ日)の内に複数回の手術が行われたとき

6 この会は、複数回行った手術を1回(一連)の手術として医療機関が算定するものについては、その回数にかかわらず、1回の手術とみなすものとする。

7 規約第61条(手術特約共済金を支払わない場合)第2項に定める「異常分娩」とは、帝王切開術とする。

8 この会は、厚生労働省告示に基づき定められている手術料の診療報酬点数において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当するときは、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとする。

9 この会は、以下の制度が適用される手術を受けた場合について、公的医療保険制度に基づく診療報酬点数表において手術料の算定対象とされている手術については、公的医療保険制度の適用を受け診療報酬点数が発生した手術として取り扱うものとする。

ただし、手術を受けた時点において効力を有する診療報酬点数表によるものとする。

(1) 労働者災害補償保険法の規定による療養給付

(2) 自動車損害賠償保障法の規定による保険金または共済金

(先進医療の定義)

第31条の2 規約において、「先進医療」とは、妊娠を直接の目的とした不妊治療(人工授精、体外受精、顕微授精等)にかかる先進治療を含まないものとする。

(在宅療養共済金が支払われる退院)

第32条 規約第76条(在宅療養共済金)により共済金が支払われる退院については、療養のための生存退院をいうものとする。

(代理請求における特別な事情)

第33条 規約第85条の11(新がん特約共済金の代理請求)第1項の「特別な事情」とは、被共済者に病名(がん)の告知がされていない場合をいう。

2 規約第85条の11(新がん特約共済金の代理請求)第2項の「特別な事情」とは、規約第5条(共済金受取人)第1項に定める順序において、上位の者に病名(がん)の告知がされずに下位の者に病名(がん)の告知がされている場合をいう。

3 規約第85条の11(新がん特約共済金の代理請求)第2項の「代理人の順位」において、同順位の者が2人以上いるときは代表者1人を定めなければならない。

ただし、同順位者の中で共済金請求時において、被共済者の病名(がん)告知を受けていない者がいる場合には、被共済者の病名(がん)を告知されている者のみを代理請求人として認めることができるものとする。

4 この会は、前項の要件を備えた代表者の請求により共済金を支払ったのちにおいて、他の者から共済金の代理請求がなされても、支払いの責に任じないものとする。

(がん通院の定義)

第34条 規約第85条の7(がん通院共済金)に定める「通院」とは、医師による治療が必要であり、病院、診療所等において、外来による診察(経過観察を含む)、投薬、処置、手術、その他の治療を受けることをいう。

(診断確定前のがん通院)

第35条 この会は、被共済者が規約第85条の7(がん通院共済金)第1項に定めるがんの診断確定がされた場合において、新がん特約の効力が生じた日以後の診断確定前の通院につき、がんを直接の原因とした治療のための通院とこの会が認めた場合には、同条第1項第1号に定める通院とみなすものとする。

(不慮の事故となる感染症)

第36条 規約別表第2「対象となる不慮の事故」第2項の感染症とは、別表第2「不慮の事故となる感染症」に掲げるものをいうものとする。

(法令等の準用)

第37条 規約およびこの規則において準用している法令等については、その準用する時点の法令等の規定に準じて取り扱うものとする。ただし、この会が特に認める場合にはこの限りではない。

(先進医療共済金の支払い)

第38条 規約第80条(先進医療共済金)第3項の「実施規則に定める」とは、第2条(共済契約の型および継続契約の型)第1項第5号から第7号または第3項第3号から第5号に定める共済契約の型から先進医療共済金が支払われる場合において、同条第1項第5号から第7号または第3項第3号から第5号に定める口数を超えた額について、第2条(共済契約の型および継続契約の型)第7項または第8項に定める共済契約の型から先進医療共済金を支払うことをいう。

(インターネット利用に関する規定)

第39条 共済契約申込者は、インターネットを利用して共済契約の申込みを行うことができるものとする。この場合において、規約第4条(被共済者の範囲)第1項の「共済契約申込みの日」は「この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面および一連の入力画面(以下「契約情報画面等」という。)に入力された事項を受信した日」と、規約第8条(共済契約の成立)第1項の「この会の定める共済契約申込書」「記入」「提出」は「契約情報画面等」「入力」「送信」と、同条第3項の「書面」は「契約情報画面等への入力」と、同条第4項の「共済契約申込書」は「契約情報画面等に入力された事項」と、同条第5項の「その申込みの日」および規約第85条の21(効力開始に関する特約が適用された共済契約の効力が生ずる日)第1項の「申込みの日」は「契約情

□生款□

報画面等に入力された事項を受信した日」と、それぞれ読み替えるものとする。

- 2 共済契約者は、インターネットを利用して共済契約を解約する旨をこの会に通知することができるものとする。この場合において、規約第11条の2（共済契約の解約）第1項の「書面」は「契約情報画面等を送信すること」と、第2項の「書面」「この会の事務所等に提出された日」は「契約情報画面等」「この会において受信された日」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 3 インターネットを利用する場合、規約およびこの規則において特に定めのない事項については、この会が定める「インターネット新規加入申込サービス利用規程」、「インターネットサービス利用規程」および「マイページ利用規程」の規定を適用する。
- 4 前項にかかわらず、従前から元受共済事業を実施しているこの会の会員による独自のインターネットを利用する場合、当該会員が定める「インターネット新規加入申込サービス利用規程」の規定を適用するものとする。

（熟年生命共済事業規約への契約継続）

第40条 この会は、この生命共済事業の被共済者が、満65歳となり最初に迎える共済期間満了の日において、生命共済契約の契約者が新たに共済契約の継続をしようとするときは、当該満了の日の翌日に共済契約の申込みがなされたものとみなし、その当該満了の日の翌月1日を契約日とし、次の各号に定める共済契約に継続することができるものとする。

- (1) 生命共済契約の共済期間満了の日において、第2条（共済契約の型）第3項第1号または第2号の被共済者である場合は、当該満了の日における生命共済契約と同一掛金の熟年生命共済事業実施規則第2条（共済契約の型）第1項第1号の共済契約
 - (2) 生命共済契約の共済期間満了の日において、第2条（共済契約の型）第3項第3号または第4項の被共済者である場合は、熟年生命共済事業実施規則第2条（共済契約の型）第1項第4号の共済契約
 - (3) 生命共済契約の共済期間満了の日において、第2条（共済契約の型）第3項第5号の被共済者である場合は、熟年生命共済事業実施規則第2条（共済契約の型）第1項第7号の共済契約
- 2 この会は、前項各号に基づき生命共済契約から共済契約の継続がなされた場合、この会の熟年生命共済事業規約第4条（被共済者の範囲）第3項および第4項の規定を適用するものとする。この場合において「満60歳」を「満65歳」と読み替えるものとする。
 - 3 第1項各号により共済契約が継続された場合において、生命共済契約により共済金が支払われるときは、この会は同一の共済事故について当該共済契約にかかる共済金を重複して支払わないものとする。この場合、この会の熟年生命共済事業実施規則第11条（効力発生前の共済事故について）第2項の規定を適用するものとする。
 - 4 第1項各号により共済契約が継続された場合において、生命共済契約から継続してい

る入院（生命共済契約による疾病入院共済金が支払われることとなった最終の入院の退院の日からその日を含めて180日以内に開始した再入院を含む。）については、同一の疾病（これと因果関係があると認められる疾病を含む。）を直接の原因とする疾病入院共済金の支払対象となる入院日数は、1回の入院に対して、生命共済契約による疾病入院共済金が支払われる日数を含めて、熟年生命共済事業規約第35条（疾病入院共済金）第2項第1号に定める日数を限度とする。ただし、生命共済契約による疾病入院共済金が支払われる日数が、生命共済契約の満了の日までに生命共済契約の限度日数に達した場合には、熟年生命共済事業規約第35条（疾病入院共済金）第2項第1号から第3号に定める日数に達したものとする。

- 5 第1項各号により共済契約が継続された場合において、この会の生命共済事業に基づく共済契約締結中に死亡共済金受取人または指定代理請求人の指定または変更がなされている場合は、共済契約者から変更または取り消しの通知があり、この会の承認を受けた場合を除き、熟年生命共済事業においても効力を継続するものとする。
- 6 第1項各号により共済契約が継続された場合において、生命共済契約から継続している同一の先進医療については、生命共済契約による先進医療共済金が支払われる金額を含めて、熟年生命共済事業規約別表第6「先進医療および先進医療共済金」第2項に定める支払限度額を先進医療共済金の支払限度とする。ただし、生命共済契約による先進医療共済金が生命共済契約の満了の日までに生命共済事業規約別表第6「先進医療および先進医療共済金」第2項に定める支払限度額に達した場合には、熟年生命共済事業規約に定める支払限度額に達したものとする。

（指定代理請求人による共済金の請求手続）

第41条 規約第17条（共済金の支払請求）第5項に定める「共済金を請求できない事情」とは、以下のいずれかに該当するものとする。

- (1) 共済金等の請求を行う意思表示が困難であるとき
- (2) 治療上の都合により、傷病名について告知を受けていないとき

（新型コロナウイルス感染症に関する特則）

第41条の2 この会は、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナウイルス感染症」という。）を直接の原因として規約第23条（基本契約共済金）に定める共済金支払事由が発生した場合には、同条第1項の定める共済金額に替え、共済金の支払事由が発生した時点における同条第2項ならびに第27条（災害死亡共済金）に定める共済金額と同額を支払うものとする。

- 2 この会は、第21条（病院、診療所等の定義）の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症を直接の原因として、医師の指示等により、病院、診療所等と同等とみなされ

□生款□

る施設またはその代替とされる施設等で治療等を受ける場合については、同条に定める「病院、診療所等」として取り扱うものとする。

(効力開始に関する特約が適用された場合の初回掛金)

第41条の3 効力開始日特約が適用された場合の初回掛金は、共済契約の効力が生ずる日から翌々月の末日までの期間の保障分の共済掛金に相当する金額とする。

(改 廃)

第42条 この規則は、理事会において設定し、変更および廃止について理事会の議決を得るものとする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年6月1日から施行する。

別表第1

共済金支払請求の場合の提出書類

第15条（共済金支払請求の場合の提出書類）に定める「共済金支払請求の場合の提出書類」は、共済金支払請求書および確認または調査のための承諾書の他、次に掲げるものとする。

共済金の種類		提出書類
死亡共済金	病気による	(1) 死亡診断書（死体検案書）または死亡証明書 (2) 被共済者および共済金受取人の戸籍謄本 (3) 被共済者および共済金受取人の住民票 (4) 共済金受取人の印鑑証明書
	不慮の事故（交通事故を含む。）による	(1) 死亡診断書（死体検案書）または死亡証明書 (2) 不慮の事故（交通事故）であることを証する書類 （被災証明書または事故証明書） (3) 事故状況についての申告書 （事故状況報告書） (4) 被共済者および共済金受取人の戸籍謄本 (5) 被共済者および共済金受取人の住民票 (6) 共済金受取人の印鑑証明書
重度障害共済金 （第1回の重度障害割増共済金を含む。）	病気による	(1) 重度障害診断書 (2) 被共済者の戸籍謄本 (3) 被共済者の印鑑証明書
	不慮の事故（交通事故を含む。）による	(1) 重度障害診断書 (2) 不慮の事故（交通事故）であることを証する書類 （被災証明書または事故証明書） (3) 事故状況についての申告書 （事故状況報告書） (4) 被共済者の戸籍謄本 (5) 被共済者の印鑑証明書
重度障害割増共済金 （第2回以後）		(1) 重度障害診断書 (2) 被共済者の住民票

		(3) 被共済者の印鑑証明書
災害障害共済金	不慮の事故（交通事故を含む。）による	(1) 障害診断書 (2) 不慮の事故（交通事故）であることを証する書類 （被災証明書または事故証明書） (3) 事故状況についての申告書 （事故状況報告書）
疾病障害共済金	病気による	(1) 障害診断書
入院共済金 通院共済金	病気（心・脳疾患を含む。）による	(1) 入院、手術その他治療を証する書類 （診断書・入院証明書）
（不慮の事故（交通事故を含む。）のみ） 入院一時金共済金 手術共済金 在宅療養共済金 先進医療共済金	不慮の事故（交通事故を含む。）による	(1) 入通院、手術その他治療を証する書類 （診断書・入通院証明書） (2) 不慮の事故（交通事故）であることを証する書類 （被災証明書または事故証明書） (3) 事故状況についての申告書 （事故状況報告書）
がん診断共済金 がん入院共済金 がん通院共済金 がん手術共済金 がん先進医療共済金	がんによる	(1) がんによる入通院、手術その他治療を証する書類 （がん専用の診断書・入通院証明書） (注) 代理請求人による代理請求の場合、上記書類に加えて (1) 被共済者および代理請求人の戸籍謄本 (2) 被共済者および代理請求人の住民票 (3) 代理請求人の印鑑証明書

(備考) 1 上記の診断書（重度障害、障害、入院、通院、手術およびがん）、証明書（死亡、入院、通院、手術およびがん）および事故状況報告書等は、この会所定の様式によるものとする。

2 この会は、上記書類以外の書類（代表受取人選任届、確約書など）の提出を求め、または上記書類の一部の省略を認めることができる。

3 各種証明書等の取得にかかる費用は、共済金を請求する者の負担とする。

4 この会は、規約第17条（共済金の支払請求）第5項に定める指定代理請求人が共済金を請求する場合は、上記書類以外に以下の書類の提出を求めることができる。

①指定代理請求人の印鑑証明書

②共済金受取人である共済契約者に、成年後見人等が登記されていないことの証明書等

③共済金受取人である共済契約者が共済金を請求できない事情を証する書類

別表第2

不慮の事故となる感染症

第36条（不慮の事故となる感染症）に定める「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D-10（2003年版）準拠」によるものとする。

分類項目	基本分類表番号
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ出血熱	A98.0
マールブルグウイルス病	A98.3
エボラウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕 (病原体がコロナウイルス属SARS コロナウイルスであるものに限る。)	U04